

石巻市

第2次障害者計画・第3期障害福祉計画（案）

平成24年12月

目次

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画期間.....	5
4. 計画の策定・推進体制.....	6
5. 計画づくりの視点.....	9
第2章 障害のある人を取り巻く環境.....	11
1. 人口・世帯.....	11
2. 障害者手帳等の所持者数.....	13
3. 地域資源の状況.....	18
4. 法令・制度改正の動き.....	21
5. アンケート調査の概要と考察.....	23

第2部 障害者計画

第3章 基本構想.....	31
1. 本市の障害福祉施策の目指す姿（基本理念）.....	31
2. 施策の方向性（基本目標）.....	32
3. 施策の体系.....	34
第4章 施策・事業の展開.....	36
基本目標1 支えあう市民意識の醸成に努めます.....	36
施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進.....	36
施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進.....	38
施策1-3 人権・権利擁護の推進.....	40
基本目標2 暮らしやすい支援体制を構築します.....	43
施策2-1 相談支援体制の充実.....	43
施策2-2 保健・医療サービスの充実.....	46
施策2-3 障害福祉サービスの充実.....	49

施策 2-4	地域生活移行の推進	54
基本目標 3	社会活動を支援し教育環境の充実を図ります	56
施策 3-1	就労支援の推進	56
施策 3-2	保育・教育環境の充実	58
施策 3-3	スポーツ・文化活動の推進	60
基本目標 4	「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します	62
施策 4-1	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	62
施策 4-2	移動支援の充実	64
施策 4-3	情報・コミュニケーション支援の充実	66
施策 4-4	緊急時・災害時の安心安全策の強化	68
施策 4-5	日常生活における安心安全の確保	70

第 3 部 障害福祉計画

第 5 章	障害福祉計画	75
1.	障害福祉サービスの利用状況	75
2.	地域生活支援事業の利用状況	83
3.	平成 26 年度における数値目標	87
4.	サービス見込み量の基本的な考え方	90
5.	障害福祉サービスの見込み量及び確保策	94
(1)	訪問系サービス	94
(2)	日中活動系サービス	96
(3)	居住系サービス	98
(4)	相談支援	99
6.	地域生活支援事業の見込み量及び確保策	100
(1)	必須事業	100
(2)	任意事業	105
7.	サービス基盤整備の計画	107

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害福祉施策は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入され、利用者が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われてきました。

その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。本市においても「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供基盤の整備と適切なサービス提供に向けた取り組みを進めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けるなど、障害者を取り巻く環境も変化してきており、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。また、障害者基本法や障害者自立支援法をはじめ、各種法制度の改正も行われています。

本計画は、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取り組みを明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に暮らす共生のまちづくりを実現していくための道筋をあらわすものです。

■障害のある人（障害者）の概念■

本計画における「障害のある人（障害者）」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人ととらえます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

①第2次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により策定が義務付けられています。

石巻市では、現在、平成19年度から平成23年度を計画期間とした「石巻市障害者計画」が策定されており、今回見直しを行い、新たに「石巻市第2次障害者計画」を策定するものです。

②第3期障害福祉計画

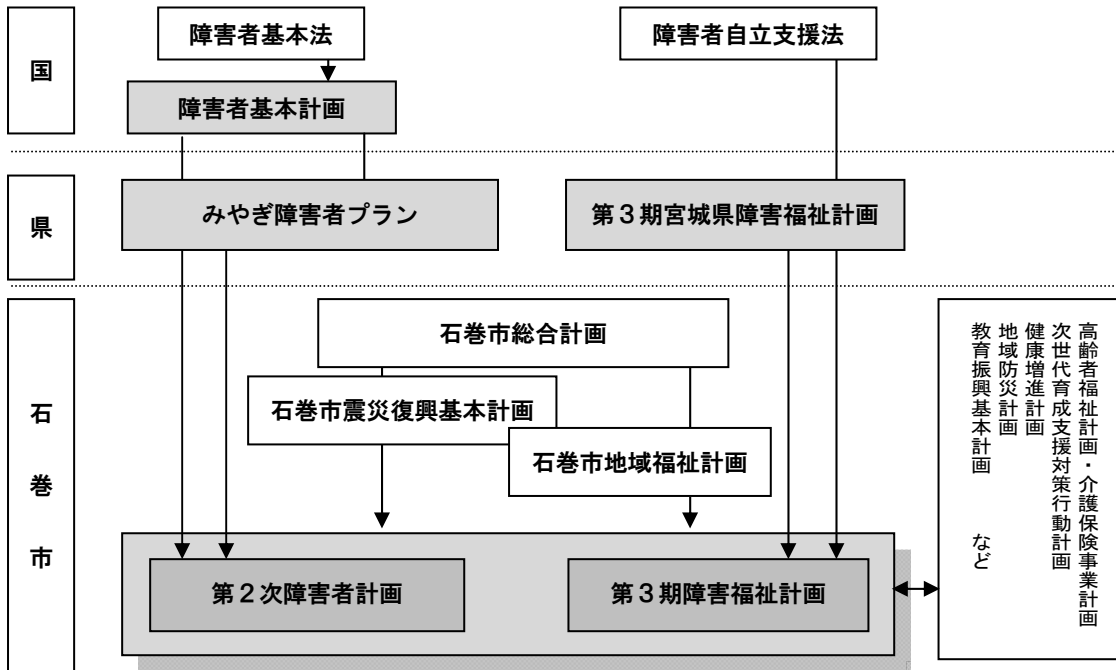
「障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すもので、法律により策定が義務付けられています。

障害福祉計画は3年を1期として策定するもので、第3期は平成24年度が初年度となりますが、東日本大震災における被災市町村等については、第2期を暫定的な第3期とする、あるいは第2期計画期間を延長する等の特例措置が取られています。

(2) 関連計画との整合性

本市の上位計画である「石巻市総合計画」や東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」をはじめ、「石巻市地域福祉計画」などの関連分野の計画との整合性を図ります。

図表-1 計画の位置づけと関連計画



3 計画期間

「第2次障害者計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。「第3期障害福祉計画」は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図表-2 計画期間

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第2次障害者計画	H24年度～H28年度					
第3期障害福祉計画	H24年度～H26年度					
石巻市総合計画	H19年度～H28年度					
石巻市震災復興計画	H23年度～H32年度					
石巻市地域福祉計画	H24年度～H28年度					
みやぎ障害者プラン	H23年度～H29年度					
第3期宮城県障害福祉計画	H24年度～H26年度					

4 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

①石巻市障害福祉推進委員会

関係団体の代表や有識者、一般住民等からなる「石巻市障害福祉推進委員会」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

②庁内検討部会

庁内関係各課の代表からなる検討部会を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、障害者福祉施策を検討しました。

③事務局

障害福祉課が事務局となり、石巻市障害福祉推進委員会及び検討部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

(2) 策定手法

①障害者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、石巻市における障害者を取り巻く現況を把握・分析しました。

②アンケート調査の実施

生活上の課題や震災時の状況、サービスの利用状況および利用意向、障害者施策に対する要望等を把握するため、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

③団体ヒアリング・事業所アンケートの実施

当事者団体や支援団体等に対し、活動上の課題や被災後の状況、他団体等との連携、障害者施策に対するご意見等をうかがい、計画策定の参考としました。

また、市内のサービス提供事業所に対し、提供体制や基盤整備の状況および今後の意向についてうかがい、見込み量の推計および確保策の参考としました。

④現行計画の進捗評価および障害福祉サービスの給付実績分析

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

また、第2期障害福祉計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析及び地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

⑤計画案の作成および検討

計画素案の検討にあたっては、事務局においてたたき案を作成、庁内検討部会での検討を経て、推進委員会にて協議を行いました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。(12月実施)

(3) 推進体制

①市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障害者計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、障害福祉推進委員会による本市の障害福祉施策の進行管理を行います。

②圏域での連携

宮城県及び石巻圏域内の市町とも連携を図りながら、障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

③行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

⑤計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む。）のほか、市広報誌や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

5 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく自立と社会参加の実現が必要です。

そのために、障害者基本法におけるノーマライゼーションの理念の下、相互に人権と個性を尊重し合いながら、共に支えあい、助けあうことのできる共生社会の実現を目指します。

(2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災がもたらした甚大な被害は、障害のある人の生活環境や就労環境、介助の状況など、これまでの暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、震災の経験を経て、地域での支えあいの重要性を再認識するとともに、被害を最小限にするための教訓を生かしていかなければなりません。

震災によって変化した暮らしの状況を把握しながら、ニーズに応じた支援を検討するとともに、災害等に対して安全に安心して生活できるしくみづくりをより一層推進します。

(3) 法令・制度改正への対応

障害者基本法において障害者の定義が見直され、地域社会における共生や差別等の禁止が謳われました。さらに、障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定など、障害者施策にかかる各種法令・制度が変更されています。

本計画では、法の趣旨にのっとり、制度に基づいた施策・事業の立案・見直しを行います。

(4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

障害者基本法では、障害の定義に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人が加えられ、障害者総合支援法では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

今後の障害福祉施策を考えるに当たっては、機能レベルや制度上の障害を見るのではなく、一人ひとりの暮らし方にあった「暮らしやすさ」を実感できる支援体制づくりを目指します。

(5) 地域生活に向けた取り組み

国・県においては、障害のある人の自立支援の観点から、施設入所者の地域生活への移行を目指しています。本市においても、受け皿となる地域生活の拠点の整備や家族に対する支援、地域における障害への理解を進め、地域生活への移行を推進します。

また、施設機能は、重度・重複の障害のある人にとっての「住まいの場」のひとつであるとともに、施設利用者に対してだけでなく、地域社会へのサービス提供など広く地域での役割が求められており、施設等と連携しながら、地域で暮らす障害者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

(6) 総合的かつ効果的な施策の推進

心身の状態やそれぞれのライフステージ等に応じ、地域に根差した継続的な支援を行うため、保健、福祉、医療、教育、雇用・就業、生活環境などの各分野を推進する庁内各部局及び関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。

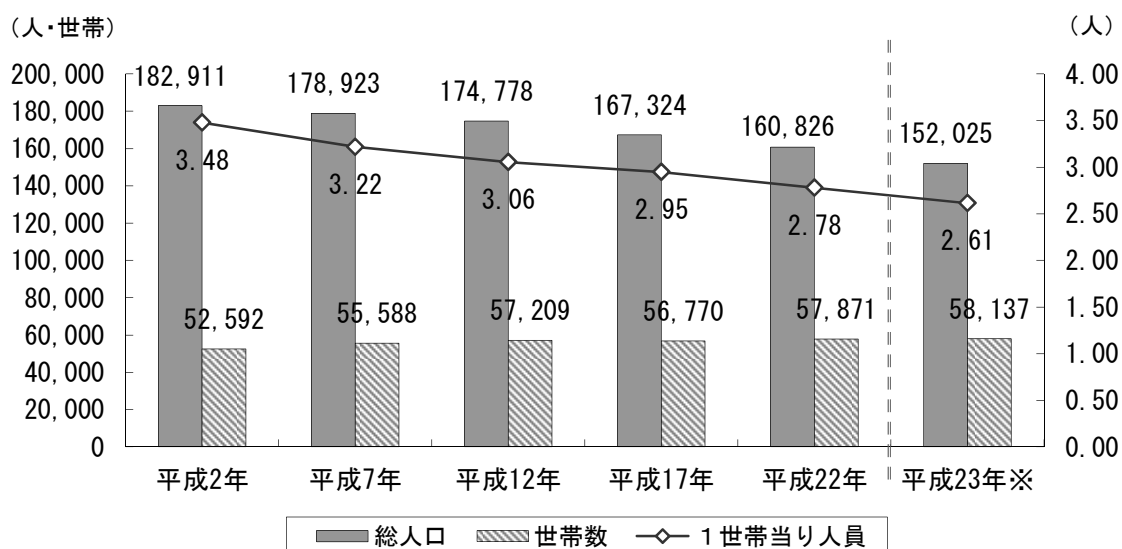
第2章 障害のある人を取り巻く環境

1 人口・世帯

本市の人口は、平成22年10月現在で160,826人です。近年は減少し続けており、平成2年から平成22年の20年間で約22,000人減少しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、平成23年度末には152,025人*にまで減少しています。

世帯数は、平成22年10月現在で57,871世帯となっています。核家族化の進展等により増加傾向が見られ、平成2年から平成22年の20年間で約5,300世帯増加しています。

図表-3 人口・世帯数・1世帯当り人員の推移



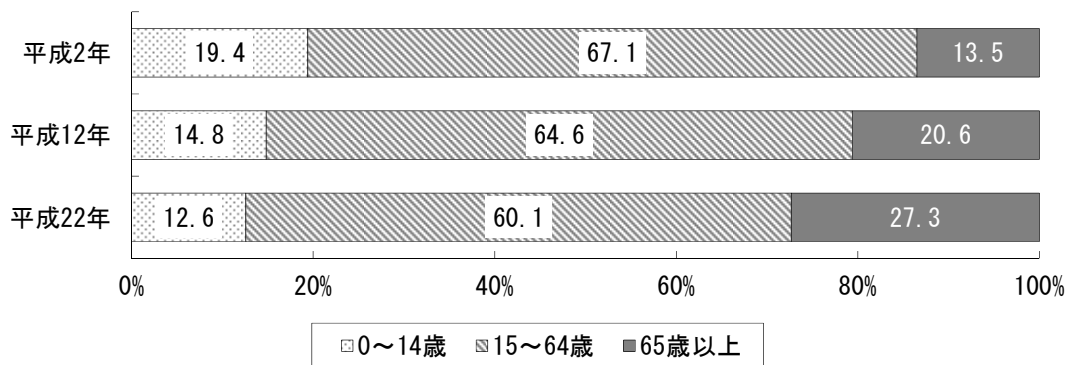
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

*平成23年は住民基本台帳による。年度末（平成24年3月末）現在。

年齢3区分別人口の割合を見ると、平成2年時点では、0～14歳の年少人口割合が19.4%と65歳以上の高齢者人口割合を上回っていましたが、20年後の平成22年には、年少人口は12.6%まで減少、65歳以上の高齢者人口割合が27.3%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行している状況にあります。

15～64歳の生産年齢人口についても減少傾向にあり、20年間で7ポイント減少しています。

図表-4 年齢別（3区分）人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

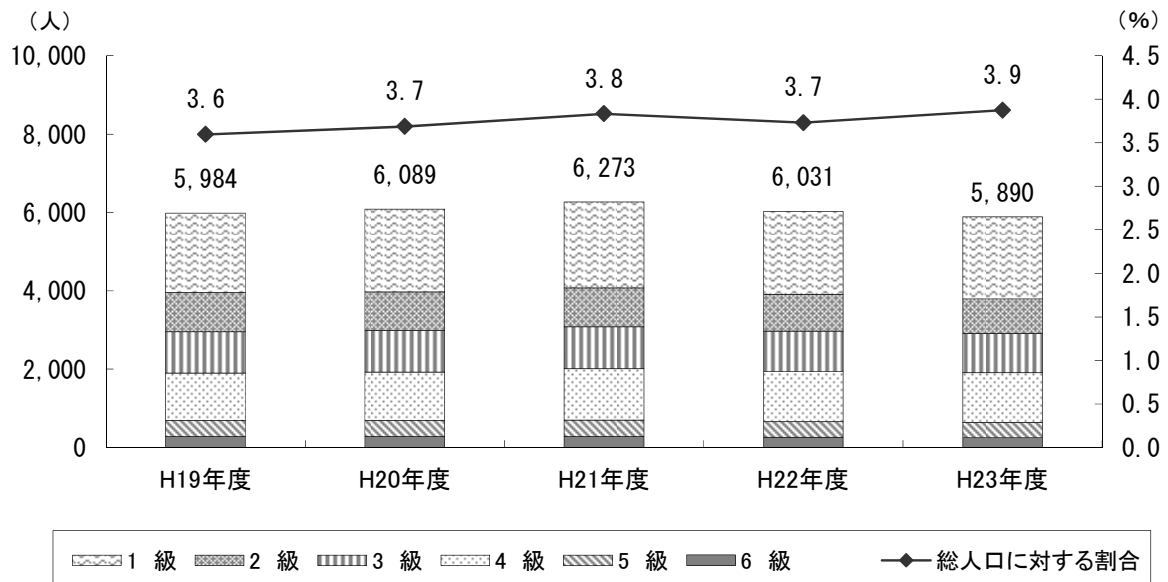
2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

本市における身体障害者手帳所持者数は、平成 21 年度まで増加傾向にありましたが、東日本大震災の影響により、平成 22 年度より減少に転じています。

平成 23 年度末には、所持者数は 5,890 人まで減少していますが、総人口に対する割合は 3.9%とここ 5 年間で最も高くなっています。

図表-5 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



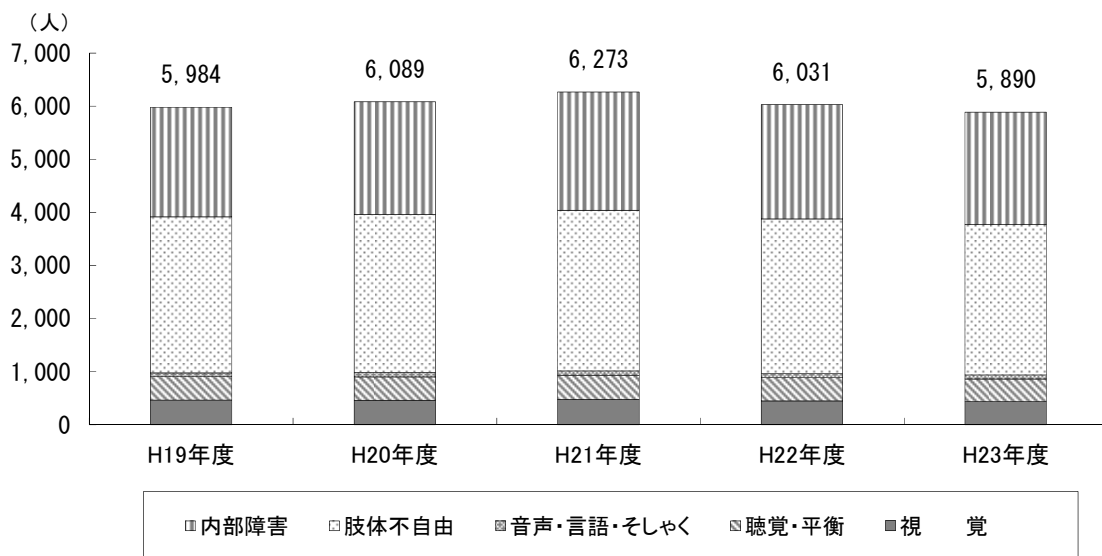
		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数		5,984	6,089	6,273	6,031	5,890
(うち18歳未満)		(80)	(83)	(84)	(85)	(80)
対人口割合		3.6%	3.7%	3.8%	3.7%	3.9%
等級別所持者数	1 級	2,026	2,117	2,198	2,122	2,093
	2 級	1,006	985	993	941	885
	3 級	1,056	1,064	1,072	1,029	1,009
	4 級	1,205	1,237	1,318	1,286	1,265
	5 級	419	412	416	396	387
	6 級	272	274	276	257	251

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

等級別にみると、最も重い「1級」が約2,000人で最も多く、全体の約35%を占めています。

障害の種類別にみると、平成23年度で「肢体不自由」が2,835人と最も多く、次いで「内部障害」2,118人となっており、この2つで全体の8割以上を占めています。

図表-6 障害種類別手帳所持者数の推移



		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
所持者数		5,984	6,089	6,273	6,031	5,890
障害の種類別	視覚障害	463	460	478	447	436
	聴覚・平衡機能障害	440	441	452	434	428
	音声・言語・そしゃく障害	73	84	86	82	73
	肢体不自由	2,942	2,977	3,028	2,916	2,835
	内部障害	2,066	2,127	2,229	2,152	2,118

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

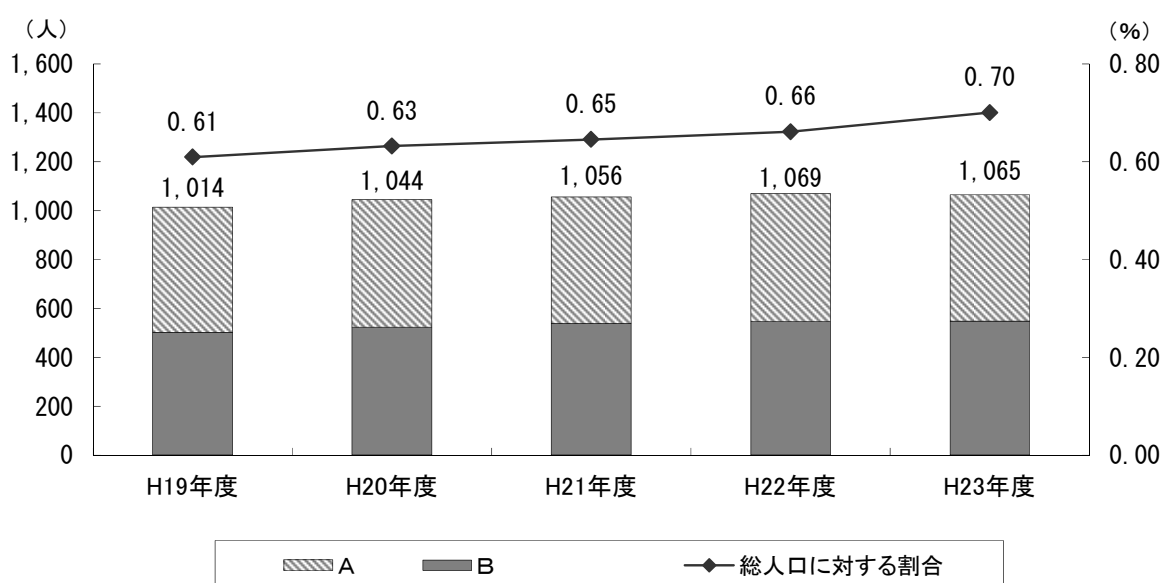
(2) 知的障害者

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 23 年度末現在で 1,065 人、総人口に対する割合が 0.7% となっています。

所持者のうち、18 歳未満の障害児は年々減少してきており、平成 23 年度末現在で 231 人となっています。

等級別にみると、A と B がほぼ半数ずつとなっています。

図表-7 療育手帳所持者数及び割合の推移



		H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
所持者数		1,014	1,044	1,056	1,069	1,065
(うち 18 歳未満)		(234)	(256)	(251)	(242)	(231)
対人口割合		0.61	0.63	0.65	0.66	0.70
等級別	A	513	521	519	523	518
	B	501	523	537	546	547

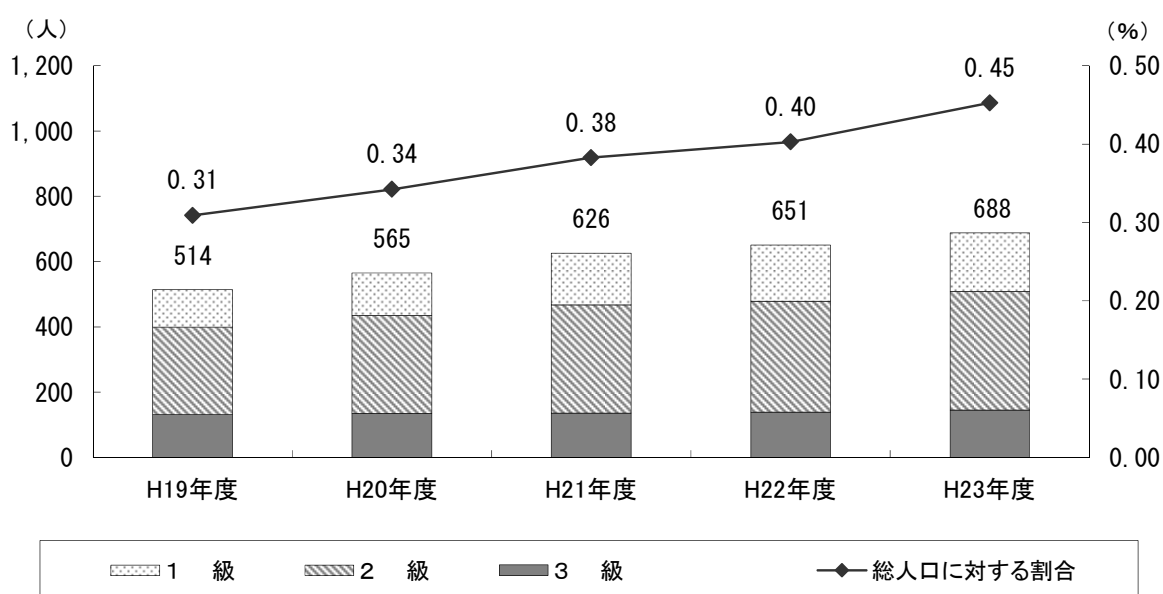
資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 23 年度末現在で 688 人となっています。年々増加しつづけており、平成 19 年度から平成 23 年度の間で 174 人 (33.9%) 増加しています。

等級別にみると、「2 級」が最も多く、全体の半数以上を占めています。

図表-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移

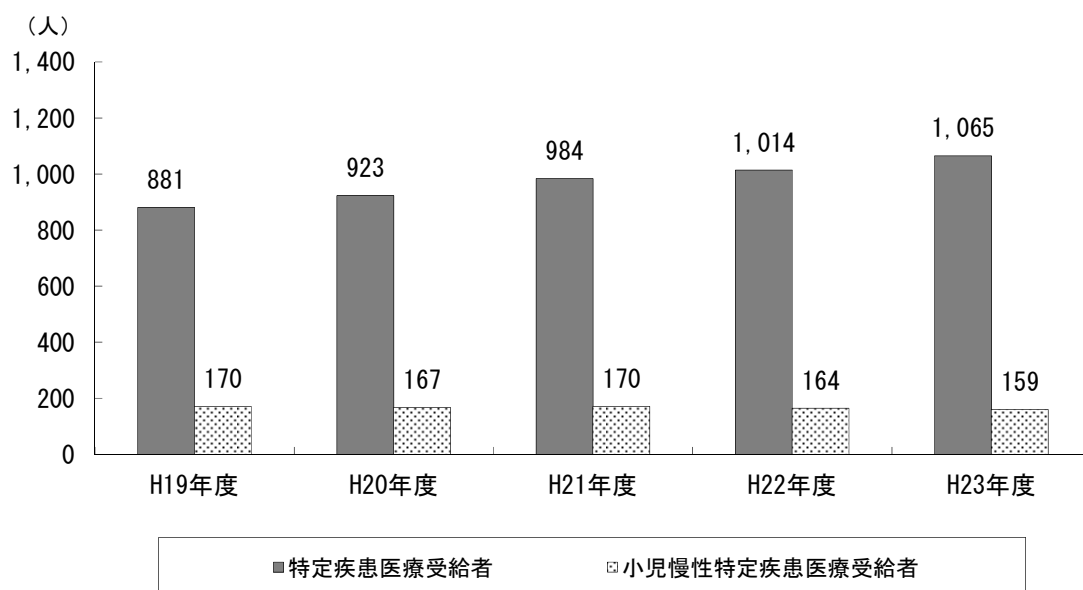


		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
所持者数		514	565	626	651	688
(うち 18 歳未満)		(4)	(5)	(6)	(6)	(7)
対人口割合		0.31	0.34	0.38	0.40	0.45
等級別	1 級	132	135	136	138	145
	2 級	267	300	331	341	363
	3 級	115	130	159	172	180

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

(4) 難病患者

本市における難病患者の状況について、特定疾患医療受給者は増加傾向、小児慢性特定疾患医療受給者はやや減少傾向で推移しており、平成 23 年度で特定疾患医療受給者が 1,065 人、小児慢性特定疾患医療受給者が 159 人となっています。



3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

①障害福祉サービス

管内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表-9 障害福祉サービス提供事業者の状況

	事業所数	定員
居宅介護	33 か所	—
重度訪問介護	31 か所	—
同行援護	3 か所	—
行動援護	4 か所	—
重度障害者等包括支援	—	—
生活介護	11 か所	298
自立訓練（機能訓練）	1 か所	5
自立訓練（生活訓練）	2 か所	20
就労移行支援	3 か所	40
就労継続支援A型	2 か所	40
就労継続支援B型	7 か所	178
療養介護	—	—
短期入所	8 か所	63
共同生活介護・共同生活援助	28 か所	161
施設入所支援	2 か所	74
相談支援	4 か所	
児童発達支援（児童デイサービス）	4 か所	46
放課後等デイサービス	4 か所	38

資料：市障害福祉課（平成 24 年 9 月現在）

②地域生活支援事業

本市で、地域生活支援事業を提供している事業者は、移動支援事業が13か所、日中一時支援が16か所、訪問入浴サービスが6か所となっています。

また、手話通訳者の派遣を宮城県ろうあ協会に、要約筆記奉仕員の派遣を特定非営利法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会に委託しています。

図表-10 地域生活支援事業提供事業者の状況

	事業所数
移動支援	13か所
日中一時支援	16か所
訪問入浴サービス	6か所

資料：石巻市福祉部事業概要（平成24年4月現在）

(2) 相談支援・地域ケア体制

①障害者相談支援事業所

障害者の自立した社会生活の実現を目的として、障害者からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、市では3か所の相談支援事業所に委託しています。

また、平成24年度から平成25年度までの2年間限定で、「石巻市女川町障がい者総合サポートセンター」において、東日本大震災により被災した障害者の支援を総合的にサポートするための相談支援を行っています。

②障害者地域活動支援センター

通所による創作的活動、生産活動の場や社会交流活動の機会を提供するなど、地域での社会参加を支援しています。市内に6か所設置されています。

③石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など就業面の支援と、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の支援が必要な障害者に対して一体的かつ総合的な支援を提供しています。

④身体障害者相談員・知的障害者相談員

[身体障害者相談員]

身体に障害のある方、またはその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解決にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

[知的障害者相談員]

知的障害のある方の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたるため、石巻市から委嘱されて活動しています。

⑤民生委員、(主任) 児童委員

心身に障害のある方や地域の要援護者などの自立更生を援助指導するとともに、関係機関と協力して、地域福祉の増進に努めるため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑥地域自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場です。平成 24 年度から石巻市、女川町の 2 市町で共同設置しています。

(3) ボランティア団体・NPO等

市内では、障害者の地域生活の支援や交流の場の創出、就労支援等を実施するボランティア団体、NPO法人が設置され、多様な活動が行われています。また、当事者団体として、本人およびその家族等により、障害者の尊厳や権利を守り、地域での豊かな暮らしを実現するための活動が行われています。

4 法令・制度改革の動き

国においては、平成 18 年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准を見据え、平成 21 年からの当面 5 年間を制度改革の集中期間としており、「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、「障がい者制度改革推進会議」等による障害者施策全般にわたる制度改革に向けた協議が進められています。

(1) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず等しく基本的な人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者基本法の一部を改正しました。

障害者の定義を見直したほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

(2) 障害者自立支援法等の改正

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」が平成 22 年 12 月に公布されています。

また、現行の「障害者自立支援法」を見直し、「制度の谷間」がなく、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月（一部、平成 26 年 4 月）から施行されます。

(3) 障害者虐待防止法の制定

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐことを目的とした「障害者虐待防止法」が平成 23 年 6 月に国会で可決し、平成 24 年 10 月から施行されています。

防止法では、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体の職員が自宅に立ち入ることを認めることや、自治体が虐待に関する相談窓口を整備することを義務づけることなどが盛り込まれています。

(4) 障害者差別禁止法の制定

障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会において、諸外国の例も参考にしながら、障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築を検討しています。

5 アンケート調査の概要と考察

(1) 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障害福祉施策とともに、障害福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障害者手帳をお持ちの方ならびに介護している方からご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

- 調査対象:身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為に選ばせていただいた 2,000 人の方々
- 調査期間:平成 24 年 6 月 28 日 ～ 平成 24 年 7 月 12 日
- 調査方法:郵送配付・回収
- 配布・回収:

配布数	回収数	回収率
2,000 票	1,002 票	50.1%

(2) 結果の考察

①震災後の生活の変化について

■地震に対する恐怖や住居、仕事等に対する不安を感じている

東日本大震災から 1 年経過した後の生活について、記述意見では「少しずつこれまでの生活を取り戻しつつある」といった意見が見られる一方、「また地震が来るのではないかと恐怖を感じる」、「仕事も失い、今後の生活を思うと不安」といった恐怖や不安、「行政の支援や障害者への配慮が足りない」、「復旧や復興がなかなか進まない」、「本当に支援が

必要な人に支援が回っていない」といった支援に対する不公平感などの意見が多く見られました。特に、生活が落ち着いてきた分、再度の地震に対する恐怖や今後の生活に対する不安を改めて感じている状況がうかがえます。

また、障害者施策に対する評価では、「地震等災害の際の避難や支援体制」および「障害者への施設や住宅の支援」の重要度が高まり、将来の不安では「働く場所や適当な仕事」や「生活する住居や施設」、「身の回りの援助をしてくれる人」、「生活全般に関する相談・援助」などの項目で前回調査時の結果と大きく変わってきており、震災による生活の変化により、不安要素も変化しているようです。

■地域のつながりの大切さを実感

一方で、「多くの方の支援に感謝している」、「地域の方が声掛けしてくれて心強かった」、「人と人とのつながりが大事に感じた」など、震災を経て地域のつながりの大切さを改めて実感したといった意見も多く見られました。

障害者施策に対する評価でも、前回調査時と比べて「地域における福祉活動の取り組み」や「地域で交流できる行事やイベント、スポーツ等の機会」に対する満足度が高くなっています。

■安心して暮らせるための基盤整備と地域全体で支える仕組みづくりが急務

今後の障害者施策においては、障害者が地域で安心して暮らしていくことができるための相談支援体制の充実および通所施設やグループホーム等の基盤整備を進めるとともに、障害者が抱える課題や不安を軽減するために、これまで以上に地域全体で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

②震災時の避難支援について

■約4割が「避難しなかった」と回答、「避難しなくても大丈夫」が6割。

震災時に「避難しなかった」と回答した人は全体の4割程度となっており、身体障害者では約半数にのぼっています。地区別にみると「河南地区」や「桃生地区」など比較的内陸部の地区で避難しなかった人の割

合が高く、また、避難しなかった理由で最も多かったのが「避難しなくても大丈夫だと思ったから」が最も多くなっています。避難行動については、さまざまな要因や個々の状況にもよるので、一概に全ての人が避難すべきであったとはいえませんが、状況に応じて適切に判断できるための情報提供と事前準備が必要です。

■災害時の情報源は「ラジオ」「家族・友人・近所」「防災無線」

災害時の情報源については、「ラジオ」が最も高く、次いで「家族・友人・近所」、「防災無線」と続いており、災害時の3大情報源となっています。ここで「家族・友人・近所」が情報源として大きな役割を果たしており、特にひとり暮らしの方や耳が不自由な方では最も高い割合となっていることから、今後もこうした情報ネットワークを大切に活用していくことが必要です。

■障害者に配慮した避難所運営の体制整備が必要

避難生活で困ったこととして、「被害や支援の情報が少ない」に加え、「避難所での障害への配慮」や「避難所でのプライバシー」、「周囲とのコミュニケーション」の割合が高くなっており、特に知的障害者や精神障害者で高い傾向が見られます。記述意見でも、避難所での集団生活への不安から避難を躊躇したり、障害者が安心して過ごせる避難所の必要性を訴える意見も見られており、福祉避難所の整備充実と円滑な運営に向けた体制づくりが求められています。

■実効性の高い災害時要援護者避難支援の仕組みづくりが求められる

震災時に要援護者台帳に登録していた人は全体の1割程度にとどまっており、震災後に登録した人もわずかとなっています。「今後、登録したい」と回答した割合は5割程度に上るものの、記述意見では、「登録していたが、まったく役に立たなかった」、「支援する側も避難しなければならない」といった意見も散見されています。

一方で、避難しなかった理由でも「避難したくても動くことができなかった」とする人が約1割いることから、地域全体で見守り、支え合うことの重要性と避難支援の限界を認識しつつ、今回の経験を踏まえた実効性の高い避難支援の仕組みづくりを検討していく必要があります。

③相談体制について

■相談窓口に対する評価は高い

相談体制について、「充分整っている」および「ある程度整っている」を合わせると約 6 割となっており、「あまり整っていない」および「まったく整っていない」の約 3 割を大きく上回っています。また、「相談窓口の使いやすさ」に対する満足度は高く、前回調査時と比べても評価が高まっています。

一方、年齢別にみると、未就学児に比べ、小学生、中学生ではやや「整っていない」とする人の割合が高くなっています。

■相談窓口の周知と身近な相談体制の充実が必要

相談しやすい体制が整っていない理由として、「どこに相談したらよいかわからない」、「近所に相談する場所がない」と回答した人の割合が高くなっています。相談窓口の周知とともに、広く相談を受け付ける一次窓口の充実や相談員が積極的に出向くなど、相談しやすい体制づくりに努めていく必要があります。

④就労支援について

■震災の影響により、就労支援ニーズが高まっている

ふだんの暮らしの困りごととして、自分の健康や体力について、十分な収入が得られないとする人の割合が高くなっています。特に 40 歳代の方は十分な収入に加え、適当な仕事がない、と回答した人も 3 割近くおり、震災の影響により職を失ったり、収入が減少している状況がうかがえます。

就労による収入は、経済的自立に必要な要素であり、生活を支える糧であるとともに将来への希望でもあることから、関係機関との連携により、就労の場を確保していくことが求められています。

■職場の障害に対する理解と各種支援制度の周知が必要

仕事や作業、訓練を継続していくための条件として、各障害およびどの就労場所でも「障害のことを理解してくれること」の割合が最も高く

なっています。続いて割合の高い「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」や「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」についても、障害に対する理解がされていなければ整わない条件であり、職場での理解が就労継続に不可欠となっています。

⑤人権・権利擁護について

■成年後見制度が徐々に浸透している

成年後見制度の認知度では、実際に利用している人は1割以下で、利用はしていないが制度の内容は知っている人を合わせても2割以下となっています。しかしながら、前回調査と比べると、各障害とも「利用している」あるいは「制度の内容は知っている」と回答した人の割合は増加しており、徐々に浸透している状況がうかがえます。

今後も引き続き、制度の周知および利用支援を推進するとともに、市民後見人の養成など、受け皿の体制強化を進めていく必要があります。

■差別や偏見を感じている人が増えてきている

ふだんの暮らしの中で、実際に差別や偏見を感じている人の割合は、身体障害者で約3割、知的障害者および精神障害者で約4割となっており、前回調査と比べても増加しています。

特に、「まちかどでの人の視線」に偏見を感じる人が多く、市民の障害に対する理解を深める取り組みを推進していく必要があります。また、「仕事や収入」、「交通機関や建物での障害者への配慮」等でも割合が高くなっており、事業者等への啓発と取り組みの促進が求められています。

⑥サービス提供体制について

■短期入所、自立訓練、行動援護、移動支援等の利用意向が高い

現在利用している障害福祉サービスについては、「居宅介護」と「生活介護」の割合が高くなっています。一方、今後、利用したいサービスについては、短期入所や自立訓練（機能訓練・生活訓練）、行動援護等の利用意向が高くなっています。

年齢別にみると18歳以下では短期入所、30歳代では行動援護、40歳代では就労移行支援等、ライフステージに応じて必要なサービスも異なっています。

また、地域生活支援事業においては、「日常生活用具の給付貸与」や「日中一時支援」の利用が多くなっていますが、今後の利用意向として「移動支援」の割合も高くなっています。

多様なニーズと自己実現に向け、さまざまなサービスを提供する事業者を確保していくことが求められています。

■量的ニーズは比較的充足されている

各障害福祉サービスの利用者に量的な充足について聞いてみると、多くのサービスで「充分足りている」あるいは「まあまあ足りている」とする回答割合が高くなっています。しかしながら、利用したくても利用できないサービスとして「短期入所」を挙げる人が多く、不便な点としても「何か月も前から予約が必要」など、柔軟な利用ができていない状況がうかがえます。

今後は、事業者の意向や事業運営における課題の把握に努めつつ、短期入所等における供給体制の整備とともに、質的向上を図るための取組を推進していく必要があります。

第2部 障害者計画

第3章 基本構想

1 本市の障害福祉施策の目指す姿（基本理念）

共に暮らし支えあう、 自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害者福祉施策が目指す姿は、ノーマライゼーションの考えの下、障害のある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」が最大限に尊重され、障害の有無にかかわらず、お互いの人権や個性を尊重し、能力を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会の実現です。

本市では、これまで『ともに暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを進めてきました。

この理念は、この度改正された障害者基本法が示す「地域社会における共生」の方向性と合致するものであり、今後も引き続き、障害への理解と支えあいの市民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指し、『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として取り組んでいきます。

2 施策の方向性（基本目標）

基本目標 1 支えあう市民意識の醸成に努めます

【 基本目標を達成するための施策 】

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進

障害についての正しい知識や理解を深め、地域で共に暮らす障害のある人への心の隔たりを埋めるための広報・啓発活動に取り組み、ボランティア活動の促進など地域でふれあう機会をつくり、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の様々な機会において、障害の有無にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、権利擁護に努め、安心した暮らしのできる地域社会づくりを進めます。

基本目標 2 暮らしやすい支援体制を構築します

【 基本目標を達成するための施策 】

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 保健・医療サービスの充実
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 地域生活移行の推進

障害の種類や状況にかかわらず、すべての障害のある人が、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる生活を実現するために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療・福祉に関する、様々なサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立に向けた生活支援体制を構築します。

基本目標3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

【 基本目標を達成するための施策 】

- 3-1 就労支援の推進
- 3-2 保育・教育環境の充実
- 3-3 スポーツ・文化活動の推進

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲など、保育・教育環境の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

基本目標4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

【 基本目標を達成するための施策 】

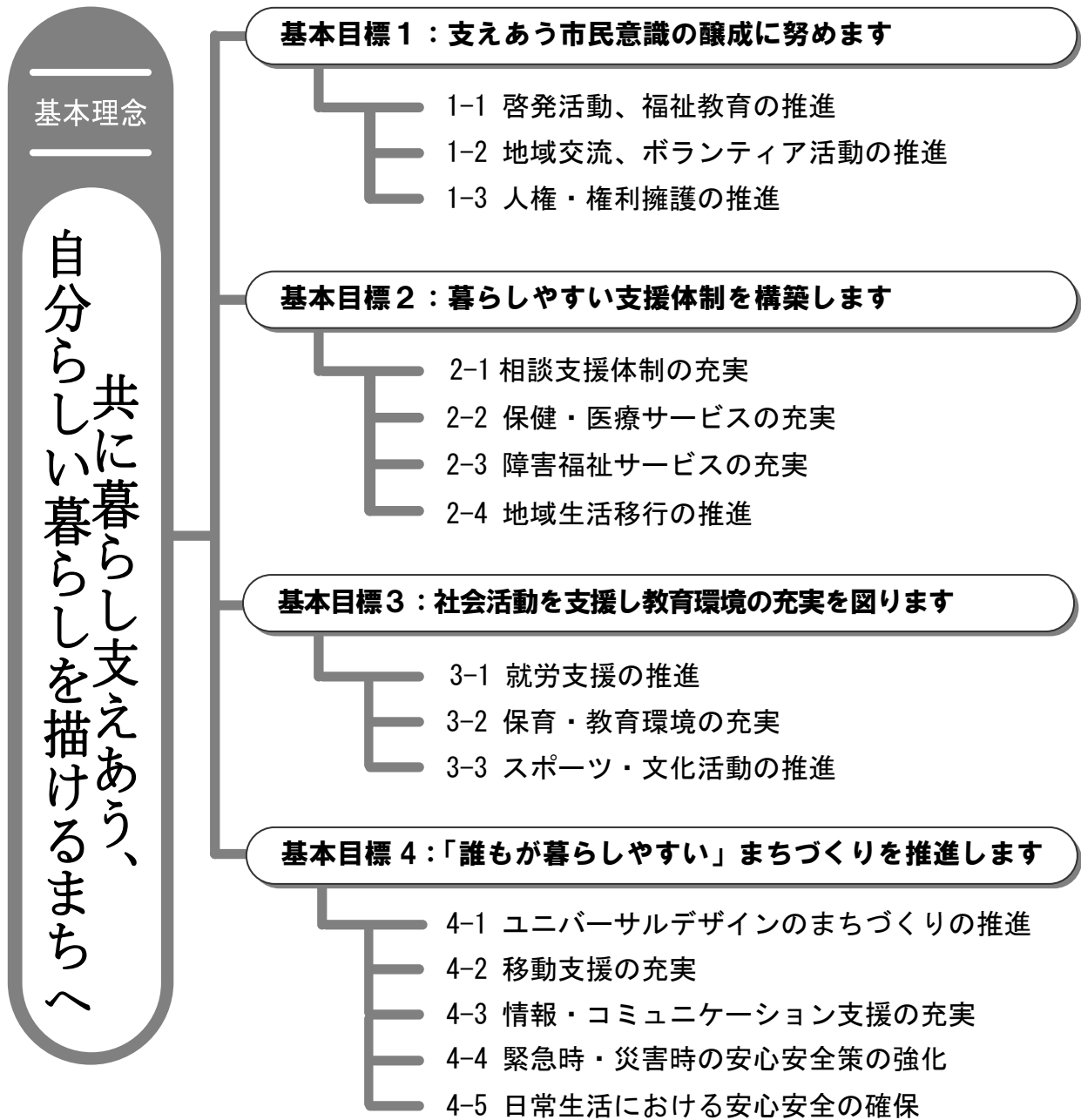
- 4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 4-2 移動支援の充実
- 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実
- 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化
- 4-5 日常生活における安心安全の確保

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

また、災害や万が一の緊急時にも安心安全が確保されるよう、支援体制づくりに努めるとともに、犯罪や交通事故等に巻き込まれないための取り組みを強化し、「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します。

3 施策の体系

本市の障害福祉施策体系は、次のとおりです。



施策の取り組み内容

施策 1-1	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3	1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進 1-3-3 障害者に対する差別等の禁止
施策 2-1	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談員等の資質向上
施策 2-2	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 障害児支援の充実 2-3-5 重症心身障害児者支援の充実 2-3-6 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-7 経済的支援の実施
施策 2-4	2-4-1 円滑な地域移行の推進 2-4-2 地域移行支援の体制づくり
施策 3-1	3-1-1 一般就労支援の充実 3-1-2 多様な就労の場の充実
施策 3-2	3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 3-2-2 学校施設の整備・充実
施策 3-3	3-3-1 生涯学習機会の充実 3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施
施策 4-1	4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 4-1-2 住環境の支援・整備の実施
施策 4-2	4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成 4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 4-3	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 4-4	4-4-1 緊急時における安全確保対策の推進 4-4-2 災害時における避難支援体制の強化
施策 4-5	4-5-1 防犯・交通安全対策の推進 4-5-2 消費生活支援の推進

第4章 施策・事業の展開

基本目標 1 支えあう市民意識の醸成に努めます

施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進

【施策の目的】

- 障害に対する理解を深め、心のバリア（障壁）を取り除くことを目的とした施策です。
- 日常生活の中で、障害の有無にかかわらず、市民として共に暮らし、支えあう関係を深めるための事業に取り組みます。

【現状と課題】

障害者アンケートの結果をみると、約半数の方が社会全体で障害のある人への理解が深まったと感じていますが、約2割の方は深まったと思わないと回答し、特に18歳以下での割合が高くなっています。

市および社会福祉協議会では、広報誌に啓発記事を掲載しているほか、ハンディキャップ体験や小中学校での福祉教育の推進に取り組んでいます。今後、より効果的な取り組みを進めていくには、小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体や民間事業者等と連携・協力し、より多くの方を対象にした啓発活動を行い、参加を促すための創意工夫が必要です。

また、障害者基本法では、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、発達障害等に対する理解を広めていくことが求められます。

【取り組み内容】

1-1-1 広報・啓発活動の推進

毎年12月9日の「障害者の日」、12月3日から9日の「障害者週間」、12月4日から10日の「人権週間」、毎年9月の「障害者雇用支援月間」、10月下旬に行われる「精神保健福祉普及運動」等において、行事や市報等を活用した広報啓発を行い、障害のある人に対する市民の理解と認識を深めます。

主な取り組み	実施主体
障害福祉課ホームページのリニューアル 障害者理解に向けた研修・講座の開催 市報・ラジオ等による広報・啓発活動	石巻市
広報誌「社協だより」の発行	社会福祉協議会
研修・講座等の開催及び講師派遣	関係機関 サービス事業所

1-1-2 福祉教育の推進

学校での総合学習や生涯学習等の機会を利用し、ハンディキャップ体験等、障害のある人に対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

主な取り組み	実施主体
協働教育推進事業 手話勉強会の開催	石巻市
ハンディキャップ体験学習会 福祉教育助成金の交付（小・中学校対象）	社会福祉協議会

施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

【施策の目的】

- 障害の有無にかかわらず、相互に交流を深める機会づくりを推進するために、市民が主体的に取り組む施策です。
- 地域で支えあう意識を活動につなげるための事業を展開します。
- 障害のある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たすことを目指します。

【現状と課題】

障害のある人が地域で自分らしく暮らしていくことができる共生のまちづくりには、頭の中でわかっているだけでは十分ではなく、日ごろから分け隔てなく接していくことができる意識づくりが欠かせません。

そのためにも、イベントやボランティア活動を通じてふれあう場の充実を図るとともに、日常生活において交流する機会を創出していくことが重要です。

障害者アンケートでは、身体障害者の約3割、知的障害者、精神障害者の約4割が普段の暮らしの中で差別や偏見を感じており、特にまちかどでの視線や近所づきあいで感じると回答しています。

一方で、地域における交流活動や福祉活動に対する評価は、以前と比べて高くなっており、また、震災を経験し、地域でのつながりの重要性を実感したという声も多く聞かれています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、また、障害者自身も積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【取り組み内容】

1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、民間事業者等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
石巻市地域づくり基金事業助成金 にこにこフェスティバルの開催	石巻市
障害者交流事業	社会福祉協議会
地域交流活動の開催	サービス事業所
地域交流活動への参加	当事者 地域住民

1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設における活動機会の拡充を図ります。

また、復興支援等を通じて市内外で活動しているボランティア団体やNPO 法人等との連携・交流を推進します。

主な取り組み	実施主体
手話奉仕員養成講座	石巻市
ボランティア育成講座 ボランティアセンター運営	社会福祉協議会
ボランティアの受け入れ	サービス事業所
ボランティア活動への参加	地域住民

施策 1-3 人権・権利擁護の推進

【施策の目的】

- 市民一人ひとりが人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、人権を侵す行為や不利益を被ることのないよう取り組むべき事業を行います。

【現状と課題】

共生社会を推進するうえで、人権の尊重と権利擁護は最も重要な施策のひとつといえます。

平成 23 年 6 月には障害者虐待防止法が公布され、同年 8 月の障害者基本法の改正では、障害を理由としたあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務を規定しています。

市および社会福祉協議会では、障害者の権利と財産を守るための取り組みとして成年後見制度の利用支援や日常生活支援事業（まもり一ぶ）を実施しています。徐々に浸透しつつあるものの、一層の周知と利用促進が必要です。

また、市では、虐待対応の窓口として、平成 24 年度に虐待防止センターを設置しました。今後は、窓口の周知と迅速かつ的確な対応がとれる体制強化が課題となります。

さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域および当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいく必要があります。

【取り組み内容】

1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、権利擁護・成年後見制度の推進に努めます。

主な取り組み	実施主体
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業） 市民後見人の育成・活用 成年後見制度の広報 人権に関する広報啓発 特設人権相談の実施	石巻市
日常生活自立支援事業（まもりーぶ）	社会福祉協議会

1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の構築を図ります。

主な取り組み	実施主体
障害者虐待防止法の周知 虐待防止センターの設置 養育支援訪問事業（ホームヘルパー派遣事業） 要保護児童養育支援カウンセリング事業 障害者家庭訪問等個別支援事業 障害者緊急一時保護事業 障害者虐待防止連携会議の設置 障害者虐待防止研修会 障害者権利擁護支援弁護士相談事業	石巻市
施設内での虐待防止対策の推進	サービス事業所
虐待発見時の通報	地域住民

1-3-3 障害者に対する差別等の禁止

日常生活や教育、雇用など、さまざまな場面において、障害を理由とするあらゆる差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談体制の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
障害に基づく差別に対する意識啓発・広報活動	石巻市
職場等における差別等の禁止	一般企業
職員が守るべき倫理の周知徹底	サービス事業所

基本目標 2 暮らしやすい支援体制を構築します

施策 2-1 相談支援体制の充実

【施策の目的】

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けることができるための体制強化を目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制を充実し、困りごとの解消や情報入手につなげるための取り組みです。

【現状と課題】

障害者の相談支援においては、市窓口のほか、主に3か所の相談支援事業所が担っています。市窓口には、相談支援員および手話通訳士を配置し、相談体制の強化を図っています。また、平成24年度から東日本大震災で被災した障害者の総合的な支援を行う「障がい者総合サポートセンター」が開設されました。

アンケート調査の結果をみると、相談窓口の使いやすさに対する満足度は高く、相談しやすい体制が整っていると回答した人が半数を超えていますが、「どこに相談したらよいかわからない」の割合も高くなっており、身近な相談窓口の周知が必要です。

また、障害の種類や状況はさまざまであり、一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。さらに、震災の影響により、障害者の「困りごと」はより多岐にわたっており、それらを総合的な支援につなげるためのコーディネート機能の重要性がますます高まっています。

各事業所、関係機関および市内各担当窓口と連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。

【取り組み内容】

2-1-1 相談窓口の充実

障害のある人や家族ができる限り身近なところで相談が受けられるよう、一次窓口の拡大及び周知を図るとともに、多様な機会を活用した相談受付を行います。

主な取り組み	実施主体
相談支援員・手話通訳士の配置 身体・知的障害者相談員の設置 障害者相談支援事業所の設置 関係機関相談窓口の周知 市民相談窓口での相談受付 外国人相談窓口での相談受付	石巻市
生活相談事業	社会福祉協議会
利用者及び地域の障害者の相談支援・受付 苦情解決制度・第三者委員の周知・充実 石巻地域就業・生活支援センターの設置	サービス事業所

2-1-2 総合的な相談支援の推進

各相談窓口および関係機関の連携の強化を図り、また、震災による生活環境の変化等を把握しながら、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制強化を図ります。

主な取り組み	実施主体
基幹相談支援センターの設置 障害者相談支援事業所の設置 石巻市女川町障がい者総合サポートセンターの設置 石巻市女川町自立支援協議会の運営 計画相談支援（障害福祉サービス） 地域福祉コーディネーター※の設置	石巻市
地域の関係機関との連携体制の構築	関係機関 サービス事業所

※地域福祉コーディネーター：地域で支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した支援を行い、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、公的制度との調整等を行う人です。

2-1-3 職員・相談員等の資質向上

障害者からの相談を受付ける職員をはじめ、相談支援員、身体・知的障害者相談員、民生委員等に対し、障害に関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
職員・相談支援員等の各種研修への参加（庁内・外部） 相談員・民生委員等に対する研修会・懇談会の開催	石巻市
職員の専門性や資質向上に向けた研修の実施・参加	サービス事業所

施策 2-2 保健・医療サービスの充実

【施策の目的】

- 生涯を通じて必要な保健、医療サービスが得られ、また、こうしたサービスが継続的に受けられる体制づくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感の得られるようになることを目指します。

【現状と課題】

障害者アンケート調査の結果をみると、ふだんの暮らしで困っていることとして「自分の健康や体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。また、「安心して受診できる医療体制」は最も重要度が高く、障害者にとって保健・医療サービスの充実は最も求められている施策のひとつとなっています。また、医療について普段感じていることとしては、「障害のことに詳しい医師がいてほしい」の割合が高く、障害特性をよく理解した専門性の高い医療体制が求められています。特に、重度障害者に対する歯科治療については、高いレベルでの治療技術を提供できる専門医が必要となっており、現状では東北大学病院や宮城県立こども病院などに通院している場合が多いことから、石巻地域でも治療が受けられるよう体制整備について検討していく必要があります。

市の保健事業では、生活習慣病の予防や早期療育へとつなげるための相談支援などのほか、精神保健や高次脳機能障害に対する理解促進などにも取り組んでいます。

障害者が安心して地域で暮らしていくためには、医療的ケアが提供できるサービスの充実が必要との声も多く、今後は、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携に進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

【取り組み内容】

2-2-1 保健サービスの充実

健康の保持・増進のため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を図ります。

また、生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に健康教育や健康相談、健康診査を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体健康づくり活動を支援します。

障害者の口腔ケアについては、東北大学病院や石巻歯科医師会、行政などの関係機関が連携し情報共有しながら、ネットワークの構築等について検討してまいります。

主な取り組み	実施主体
妊婦・乳幼児に対する健康診査・各種相談事業 発達支援事業 未熟児訪問 障害児および親の交流・学習会の開催 精神保健福祉事業（相談・交流会・講演会等） 高次脳機能障害研修会の開催 特定健康診査・特定保健指導 健康教育・健康相談 身体の不自由な方の健診	石巻市
定期的な健診の受診と健康教育への参加 普段からの健康づくりの取り組み	地域住民

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

主な取り組み	実施主体
自立支援医療（更生医療・育成医療）の支給 自立支援医療（精神通院医療）の申請受付 重・中度心身障害者医療費助成事業 国民健康保険特定疾病療養受給者証の交付 未熟児療養医療の支給	石巻市

施策 2-3 障害福祉サービスの充実

【施策の目的】

- 障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 障害のある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

【現状と課題】

平成 18 年度から施行された障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まりました。年々サービス利用量も増加し、東日本大震災の影響により一時的に利用が減少したものの、現在では震災前の水準を上回るまで回復しています。アンケート調査では、大半の方が利用したくても利用できないサービスは「ない」と回答し、全体的には量的にも充足している状況がうかがえます。

しかしながら、個別のサービスごとに見ると、短期入所に対するニーズは高く、平成 24 年 10 月に新たな施設整備がなされ 15 床増床されたことにより、「定員がいっぱいで断られる」、「緊急時など利用したいときに利用できない」といった量的不足は大幅に融和される見込みとなっていますが、「医療的ケアが行える事業所が近くにない」など機能面において課題となっています。

また、障害者基本法では、発達障害などが障害の定義に明示され、障害者総合支援法では、難病患者が対象者に加えられるなど、法制度においても多様な障害に対する支援体制を求めています。

今後は、医療的ニーズをはじめ、さまざまな障害に対応できる専門性の高い支援体制を確保するとともに、状況に応じたきめ細かな支援と質の向上を図るための取り組みを推進していく必要があります。

【取り組み内容】

2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 訪問入浴サービス事業 障害者生活サポート事業 補装具の支給 日常生活用具給付等事業	石巻市
介護用品の貸与事業 紙オムツ購入助成事業	社会福祉協議会
サービス提供体制の充実	サービス事業所
生活支援にかかる各種サービスの提供	各種団体等

2-3-2 日中活動の場づくり

日中活動を支援するため、自立生活に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなどを行います。

一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、多様な活動の場の提供に努めます。

主な取り組み	実施主体
生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 日中一時支援 精神障害者コミュニティサロン 日中活動サービスの場の提供	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

2-3-3 居住・生活の場の確保

障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設やグループホーム等で安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

主な取り組み	実施主体
共同生活援助・共同生活介護 施設入所支援	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

2-3-4 障害児支援の充実

障害の特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障害に対する理解を深めるための取り組みと相談指導の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
児童発達支援（児童デイサービス） 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所施設 障害児利用計画の作成 児童発達支援センターの設置	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

2-3-5 重症心身障害児者支援の充実

安心して利用できる医療的ケアが可能なサービス事業所の整備を推進します。特に緊急時やレスパイトとして利用できるサービス提供体制の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
医療ケアが可能なサービス提供体制の強化 介護家族の負担軽減対策の充実	石巻市
介護職員等によるたん吸引等実施者の養成	サービス事業所

2-3-6 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進

サービスを提供する事業者の震災からの復旧・復興を支援するとともに、難病・発達障害者への対応を促進し、基盤強化を図ります。

また、県と連携しながら、サービス提供事業者の不正事案の防止と適正なサービス提供に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会との連携 国・県との連携による適正な運営管理の推進	石巻市
機能専門性の向上のための取り組みの推進 法令遵守のための体制整備 外部監査、第三者評価の受審	サービス事業者

2-3-7 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

主な取り組み	実施主体
特別障害者手当等の支給 公共料金、公共交通機関等の減免申請の受付 在宅酸素療法酸素濃縮器利用助成事業 障害福祉サービスの利用負担軽減 グループホーム・ケアホーム利用助成（家賃補助） 高額障害福祉サービス費支給 各種制度の周知 障害基礎年金 心身障害児通園対策事業 保育所保育料の減免 放課後児童クラブ利用料の減免	石巻市
経済的負担軽減策の実施	一般企業等

施策 2-4 地域生活移行の推進

【施策の目的】

- 施設入所者や入院患者の地域生活への移行を、関係機関と連携を図りながら推進します。
- 本人の意向を尊重しつつ、家族など関係者の理解や支援等が得られるよう、施設事業者、本人、家族が協力して、障害のある人の地域での暮らしを実現します。

【現状と課題】

現在の障害者施策においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域生活への移行および継続が柱となっており、できるだけ地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指しています。障害者自立支援法においても、地域移行に向けた相談支援を行う事業を創設するなど、施設入所者や入院患者の地域生活への移行支援の充実を図っています。

アンケート調査の結果をみると、施設入所もしくは入院している身体障害者および精神障害者の約1割が在宅もしくはグループホーム・ケアホームへの移行を希望しています。また、施設入所の継続を希望する理由としては、「家族が大変」、「金銭面で不安」等の意見も見られており、地域生活移行に向けて、在宅サービスの充実や経済的負担の軽減が求められています。

地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実に努めるとともに、障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や地域住民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けたさらなる支援の充実が必要です。

【取り組み内容】

2-4-1 円滑な地域移行の推進

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域移行ができるよう、地域移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

主な取り組み	実施主体
知的障害者グループホーム体験ステイ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） グループホーム・ケアホーム利用助成（家賃補助）	石巻市
グループホーム・ケアホームの整備運営 地域移行に向けた支援の充実	サービス事業所

2-4-2 地域移行支援の体制づくり

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

主な取り組み	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会の運営 医療と福祉の連携強化 地域交流事業、広報・啓発活動等	石巻市
地域で暮らす障害者や家族等への理解と配慮	地域住民

基本目標3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

施策3-1 就労支援の推進

【施策の目的】

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じて「働く」ことへの意欲を促進するための施策です。
- 働く意欲のある人に、就労への多様なアプローチのできる支援体制を構築し、障害のある人が自分にあった働き方のできる支援や整備を行います。

【現状と課題】

障害者が就労することについては、経済的自立や生きがいつくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

折からの長引く不況や地方経済の疲弊に加え、東日本大震災の影響により、就労・雇用環境は厳しい状況にあります。アンケート調査の結果を見ても「障害者の就業・雇用対策」の満足度は低く、現在困っていることとして「適当な仕事がない」、「十分な収入が得られない」など経済的な不安を抱える人の割合が高くなっています。一方、現在就労していない人でも、環境が整えば働きたいと回答した人は約6割と高く、就労支援は大きな課題といえます。

一般企業に対する雇用促進や福祉的就労の場の充実に向け、障害への理解や就労環境の改善促進、需要の喚起による受注拡大等に積極的に取り組んでいく必要があります。

【取り組み内容】

3-1-1 一般就労支援の充実

就労移行を支援するサービス提供事業者の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労、移行・定着に向けた各種支援制度の周知および活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進します。

主な取り組み	実施主体
就労移行支援	石巻市
障害者雇用に関する広報・啓発	石巻市 ハローワーク
障害者就職面接会の開催 就職説明会の実施	ハローワーク
障害者雇用の促進と法定雇用の遵守 障害者が働きやすい環境の整備	企業
就労に向けた情報提供や訓練等の実施 サービス提供体制の充実	サービス事業所

3-1-2 多様な就労の場の充実

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供する事業所の確保・充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 障害者福祉施設への発注に対するインセンティブの検討 官公需にかかる発注機会の拡充 商品開発・販路拡大に向けた交流・連携支援	石巻市
商品開発・販路拡大に向けた取り組みの推進 働きやすい環境の整備	サービス事業所

施策 3-2 保育・教育環境の充実

【施策の目的】

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちにあった保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

【現状と課題】

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による適切な支援につなげていくことが重要です。

市では、保健事業を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、かもめ学園を指定管理し、在宅の心身障害児に対して日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

学校教育においては、県立石巻支援学校と連携しながら、就学前の段階からさまざまな機会を通じて適正な就学を支援するとともに、小学校には特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別に支援が必要な児童への指導補助を行っています。また、中学校では特別支援教育共同実習所を運営し、実習を通じた自立支援や生徒間の交流促進を図っています。

アンケート調査では、学校等での生活に望むこととして、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」との回答割合が最も高く、教職員の専門性と資質向上が求められています。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談指導と家族等への支援の充実を図っていく必要があります。

【取り組み内容】

3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育共同実習所の運営 就学相談の実施 障害児保育事業 放課後児童クラブ事業 心身障害児通園施設「かもめ学園」運営事業	石巻市
進学指導、相談支援の充実 保育所での専門的指導等	サービス事業所

3-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある児童生徒が、学校でともに学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、ともに成長する環境を整えるとともに、障害によって生ずる教育的ニーズに的確に対応し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

施策 3-3 スポーツ・文化活動の推進

【施策の目的】

- 障害のある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて、地域とふれあい、社会参加や生きがいづくりとなることを目的とした施策です。
- 県や市、地域団体が主催するスポーツ・文化活動などへ、障害のある人が参加しやすいよう、支援を行う事業です。
- 障害のある人が外出しない、できないといった状況から、地域で孤立することのないよう、社会参加、身近な交流機会づくりに努めます。

【現状と課題】

スポーツや文化活動は、障害者の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、参加しやすい環境整備に努めています。また、各種団体や障害者施設等においても、障害者やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害者の地域での心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後は、関係機関や事業所等と連携しながら、障害者の能力や個性をより引き出していくためのプログラムの充実を図っていくとともに、地域住民への意識啓発や参加促進により、一層の多様な交流が行われる活動機会の創出を図っていく必要があります。

【取り組み内容】

3-3-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
社会参加促進事業	石巻市
各種講座・活動機会の提供	関係機関 サービス事業所
各種講座・活動への積極的な参加	当事者

3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施

障害のある人が気軽に社会活動に参加できるよう、施設等の整備、充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進するなど、市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の基盤を整備します。

また、各種の活動では、障害の特性に応じた情報提供や外出・移動支援、関連施設のバリアフリー化、障害のある人に配慮した設備の設置、ボランティア等人的支援の充実など、多面的な施策の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
社会参加促進事業への補助	石巻市
石巻市身体障害者交流会 石巻市身体障害者研修会	社会福祉協議会
各種活動・イベント・大会等の開催	関係機関 サービス事業所
各種活動・イベント・大会等への積極的な参加	当事者

基本目標4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

施策4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【施策の目的】

- すべての市民の協働のもとに、やさしいまちづくりを進めることであり、ノーマライゼーションの理念を具現化するための重要な施策です。
- 物理的なバリア（障壁）の解消を目的とし、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上に努めることにより、「暮らしやすさ」を実感できる事業を進めます。

【現状と課題】

障害者が地域で安全・安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになるさまざまなバリアを取り除いていくことが必要です。

東日本大震災により、道路や住宅、各種施設など社会基盤においても大きな被害に見舞われました。復旧に努めているものの、一部地区や仮設住宅等では暮らしにくい状況が続いており、できるだけ早急な復旧整備が求められています。

特に仮設住宅ではバリアフリーとなっていなかったことから、手すりや段差の解消など応急的な対応がなされていますが、障害者にとって心身ともに大きな負担となっています。

今後は、震災の影響をはじめ、さまざまな「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努めるとともに、社会基盤の復旧・復興に合わせ、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。

※ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍の違いや障害の有無や状態等にかかわらず、誰もが利用しやすいデザインのこと。

【取り組み内容】

4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公共的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリアを除去し、移動手手段の整備を促進します。

主な取り組み	実施主体
施設建設時におけるバリアフリー対応の促進	石巻市
施設等のバリアフリー化の促進	一般企業 サービス事業所

4-1-2 住環境の支援・整備の実施

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について周知を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

主な取り組み	実施主体
住宅改修費の給付 災害公営住宅の整備 公営住宅における抽選優遇措置 障害の状態に配慮した入居替え	石巻市
住宅建設におけるバリアフリー化の促進	一般企業

施策 4-2 移動支援の充実

【施策の目的】

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。
- 障害のある人が、市内の行きたいところへ移動手段を選択しながら移動することによって、市民との交流や暮らしの楽しみにつなげることを目指します。

【現状と課題】

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活のみならず、積極的に地域社会活動に参加していくためには、移動手段の確保は欠かせません。

特に障害者においては、自動車の運転が困難な方も多く、公共交通では移動先や時間帯が制限され、タクシーの多用は経済的な負担も大きくなっています。

市では、障害者の移動支援として、タクシー助成や自家用車の燃料費助成のほか、自動車の改造等に対する補助を行うとともに、個別もしくはグループでの移動にヘルパーを派遣し、移動時の介助等の支援を行っています。また、平成 23 年 10 月より視覚障害者の移動を支援する「同行援護」が個別給付化されており、本市においても利用され始めています。

アンケート調査の結果をみると、公共交通の便利さは最も満足度が低い施策のひとつとなっています。今後は、気軽に外出でき、活動範囲を広げることができる環境づくりを進めるためにも、交通手段の確保とともに、一人で移動することが困難な方の移動を見守り、支援する体制の強化を図っていく必要があります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者については、JR等の公共交通運賃や有料道路交通料金の割引制度がないことから、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同様の制度に拡充されるよう関係機関に要望していく必要があります。

【取り組み内容】

4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるよう、各種交通機関における運賃等の助成を行い、負担の軽減と社会参加の促進を図ります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通運賃及び有料道路交通料金の割引制度拡大について、東北市長会を通じて要望してまいります。

主な取り組み	実施主体
在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業（福祉タクシー・自動車燃料費共通助成券） 民間事業者による各種割引制度等の周知	石巻市
障害者に対する料金等の割引の実施	交通機関

4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出の移動が困難な障害を持つ人を対象に、行動範囲を広げるよう、様々な移動支援によって、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

主な取り組み	実施主体
同行援護 移動支援事業 自動車改造・運転免許取得費用助成事業	石巻市
視覚障害者等への声掛けや手助け	地域住民
ガイドヘルパーの育成	民間事業者

施策4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

【施策の目的】

- 障害のある人が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、さまざまな情報を取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様なコミュニケーション支援の充実と障害特性に応じた情報提供により、障害のある人の生活支援と社会参加の促進につながることを目的とします。

【現状と課題】

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障害特性に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保が必要です。

市では、視覚・聴覚障害者の意思疎通支援の取り組みとして、市窓口到手話通訳士を配置しているほか、手話通訳者や要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援を実施しています。

また、情報提供として、市ホームページでの情報提供や音声による広報誌の発行などを行っています。

今後は、視覚・聴覚障害のみならず、さまざまな特性や一人ひとりの状況や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

また、近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていく必要があります。

【取り組み内容】

4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実

視覚・聴覚に障害をもつ人とのコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図ります。また、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。

主な取り組み	実施主体
コミュニケーション支援事業 手話奉仕員養成講座 手話奉仕員フォローアップ研修会の開催	石巻市
障害者向けコミュニケーション機器の研究・開発の推進	一般企業
IT機器等による情報収集技術の習得	当事者

4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人が、様々な情報を得ることができ、また、必要な情報を自分本位に選択できるために、障害による情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供の充実を図ります。

主な取り組み	実施主体
声の市報発行事業 視覚障害者向け音声コード添付サービス インターネットによる情報提供	石巻市
SPコードによる広報誌の発行	社会福祉協議会
点字による案内板の設置 障害特性に配慮した情報提供の推進	民間事業者

施策 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化

【施策の目的】

- 緊急時や災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、障害のある人への安心安全策の確保のために取り組む施策です。

【現状と課題】

東日本大震災の発生時には、最大 8.6m もの津波がまちを襲い、多くの尊い命が奪われました。市内全域において電気や水道等のライフラインが停止し、道路も寸断される中での避難生活は過酷さを極めました。

災害発生時においては、要援護台帳をもとに民生委員などが避難誘導したケースもありますが、被害が甚大な地区等では民生委員が被災するなどしており、避難誘導協力者の体制や役割の再検討が必要です。また、障害の状態によっては安全な避難場所への移動が困難だったケースもあったことから、障害特性に応じて災害時に安全に避難できる場所及び経路の確保が急がれます。

避難生活では、必要物資や情報等の不足に加え、多くの物理的なバリアや環境変化・集団生活になじめないストレス、医療ケアが受けられないことによる体調悪化など、多くの困難な状況に直面しており、障害の特性に配慮した避難所の運営体制を確保していく必要があります。

これらの経験から得た教訓は、今後の災害時対策に活かしていかなければなりません。特に、福祉防災拠点の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供と避難支援体制の強化、避難生活における安心安全の確保に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

【取り組み内容】

4-4-1 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応による安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

主な取り組み	実施主体
緊急時対応相談窓口の委託設置検討 家庭用緊急通報装置の貸与	石巻市
緊急時における関係機関との連携体制の強化	サービス事業者
緊急時の連絡先の確認	当事者

4-4-2 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、要援護者台帳への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全・安心に避難生活を送ることができるよう、障害特性や状況に応じた対応が可能な福祉避難所の指定を進めます。

主な取り組み	実施主体
福祉避難所の指定 災害情報一斉配信事業 災害検証及び災害対応マニュアル作成事業 災害時要援護者台帳への登録促進 災害時避難における個別支援計画の作成 災害時要援護者避難支援マニュアルの啓発 災害時の電源確保及び備蓄の推進	石巻市
災害時避難マニュアル及び事業継続計画の策定	民間事業者
災害発生時に向けた準備	当事者
災害発生時の声掛け より多くの協力者による負担の分散・軽減	地域住民

施策 4-5 日常生活における安心安全の確保

【施策の目的】

- 障害のある人の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消するための施策です。
- 防犯対策や交通安全対策、消費生活支援など、障害特性に配慮した安心安全対策に取り組みます。

【現状と課題】

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害者自身や家族等のもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害者の安心安全を守っていかなければなりません。

障害者基本法の改正では、障害者の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定が追加されたほか、適正な方法による情報提供等により、障害者の消費生活を支援しなければならないとしています。

こうした背景には、情報通信の発達や流通の複雑化などにより、犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることがあり、環境変化に応じた防犯対策および意識啓発が必要です。

【取り組み内容】

4-5-1 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発や知識・技術の習得支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障害特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

主な取り組み	実施主体
防犯・交通安全に対する啓発活動・情報提供 FAX110番・メール110番の周知 点字ブロックの整備	石巻市
防犯・交通安全に対する意識の向上	当事者
障害者が犯罪や事故に巻き込まれないための見守り 歩行者にやさしい運転	地域住民

4-5-2 消費生活支援の推進

消費生活センター等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談受付、情報提供を行います。

主な取り組み	実施主体
消費生活に関する啓発活動・情報提供 弁護士無料法律相談会の実施 消費生活に関する相談受付・注意喚起等	石巻市

第3部 障害福祉計画

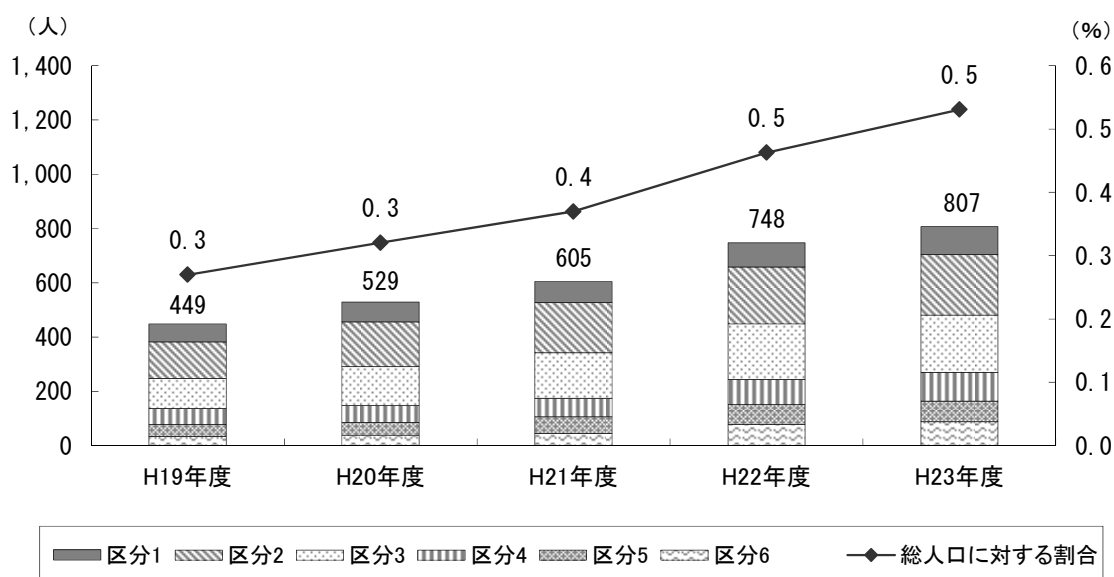
第5章 障害福祉計画

1 障害福祉サービスの利用状況

(1) 支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は、平成23年度末現在で807人です。年々増加しており、平成19年度から4年間で358人（79.7%）増加しています。

図表-11 障害程度区別支給決定者数の推移



		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
決定者数		449	529	605	748	807
対人口割合		0.3	0.3	0.4	0.5	0.5
障害程度区分	区分1	67	73	78	90	103
	区分2	135	165	185	209	223
	区分3	111	144	167	205	211
	区分4	58	62	69	93	106
	区分5	45	49	61	73	77
	区分6	33	36	45	78	87

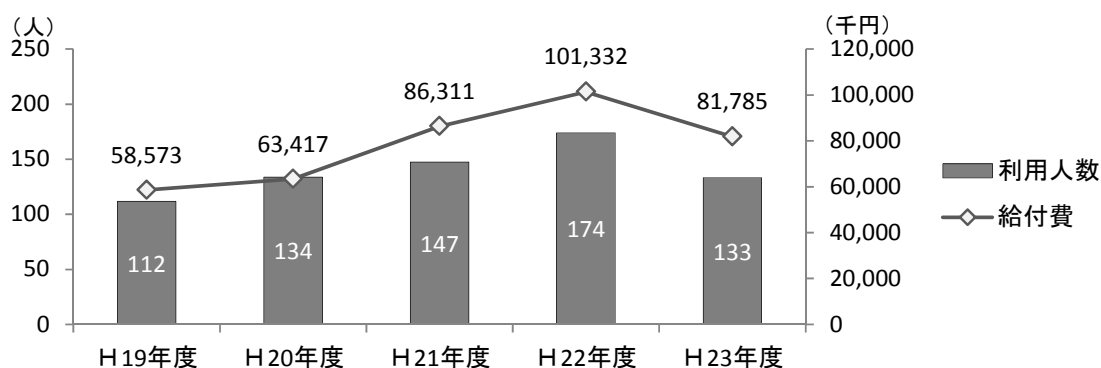
(2) 利用人数・給付費の推移

各年度の利用人数（月平均）及び給付費（年間）の推移をみると、対象者の増加や制度の定着、事業所の新法への移行等により年々増加傾向にあります。

①訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成 22 年度まで増加傾向にありましたが、平成 23 年度は震災の影響から大きく利用が落ち込んでいます。

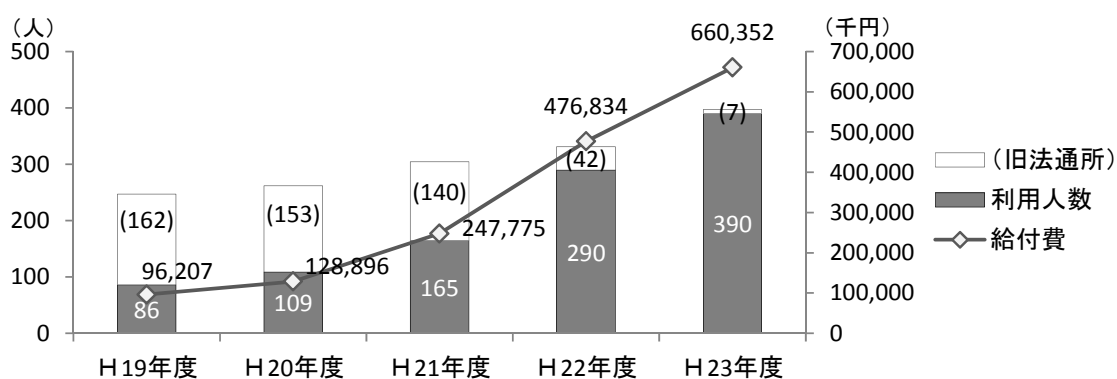
図表-12 訪問系サービスの利用人数・給付費の推移



②日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、対象者の増加や施設の新法への移行等から利用人数が増加し続けています。

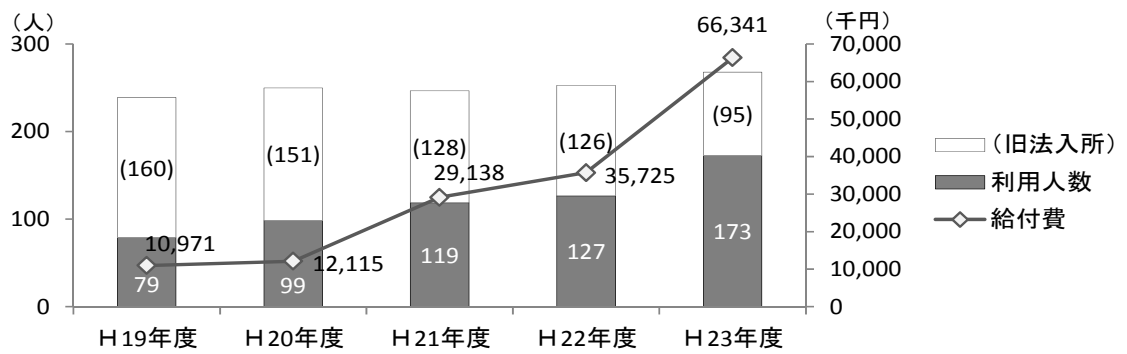
図表-13 日中活動系サービスの利用人数・給付費の推移



③居住系サービス

居住系サービスにおいても、旧法入所者を合わせた利用者が増加傾向にあります。利用者数の伸びに比べて給付費の伸びが大きくなっています。

図表-14 居住系サービスの利用人数・給付費の推移



(3) 利用量の推移

① サービス別利用量の推移

サービス別の利用量の推移をみると、旧法からの移行等により、特に「就労継続支援（A・B型）」、「施設入所支援」、「生活介護」で大きく利用が伸びています。

一方、「重度訪問介護」、「自立訓練（機能訓練）」では、平成22年度まで増加傾向にありましたが、平成23年度は震災により大幅に減少し、平成19年度の水準を下回っています。

図表-15 サービス別利用量の推移（1か月あたり平均値）

	単位	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
訪問系サービス	時間	2,061.2	2,329.7	2,650.0	3,103.5	2,306.5
居宅介護	時間	1838.5	2077.1	2398.0	2831.5	2187.7
重度訪問介護	時間	171.2	160.1	188.5	183.5	13.3
行動援護	時間	51.5	92.5	63.5	88.5	88.5
同行援護	時間	-	-	-	-	17.0
重度障害者等包括支援	時間	-	-	-	-	-
日中活動系サービス	人日	1,037.6	1,369.8	3,076.0	4,879.7	7,032.2
生活介護	人日	660.2	829.2	1,998.0	2,492.9	3,487.0
自立訓練（機能訓練）	人日	39.1	37.5	43.0	53.8	31.7
自立訓練（生活訓練）	人日	104.8	146.0	174.0	186.8	182.3
就労移行支援	人日	167.3	225.2	255.0	252.0	400.5
就労継続支援（A型）	人日	13.5	19.1	20.0	181.9	640.9
就労継続支援（B型）	人日	52.7	112.8	586.0	1,712.3	2,289.8
短期入所	人日	233.1	265.9	273.0	319.4	681.3
療養介護	人日	120.9	110.6	84.0	87.1	59.3
居住系サービス	人日	2,351.5	2,789.1	3,347.0	3,709.6	5,125.2
共同生活介護	人日	1,893.2	2,192.0	2,476.0	2,631.9	3,075.7
共同生活援助	人日	377.1	508.0	355.0	424.3	622.2
施設入所支援	人日	81.2	89.1	516.0	653.4	1,427.3
旧法入所施設	人日	4,699	4,504	3,495	3,678	2,816
旧法通所施設	人日	2,887	2,945	2,425	869	130

②一人当たり利用量の推移

サービス別に一人当たりの利用量をみると、震災による影響で「短期入所」が平成 23 年度に大きく増加しているほか、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」では平成 21 年度から増加しています。その他のサービスは概ね横ばいで推移しています。

図表-16 一人当たり利用量の推移（1 か月あたり平均値）

	単位	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
訪問系サービス	時間	18.5	17.4	18.0	17.8	17.2
居宅介護	時間	17.5	16.6	16.4	17.6	18.0
重度訪問介護	時間	186.7	174.7	188.5	183.5	159.0
行動援護	時間	9.5	12.8	7.1	7.6	8.1
同行援護	時間	-	-	-	-	10.6
重度障害者等包括支援	時間	-	-	-	-	-
日中活動系サービス	日	12.7	13.0	19.0	17.0	18.1
生活介護	日	12.5	12.2	20.4	16.0	17.8
自立訓練（機能訓練）	日	4.8	5.5	8.6	7.8	6.4
自立訓練（生活訓練）	日	16.1	15.9	14.5	16.8	16.5
就労移行支援	日	16.5	15.8	15.9	16.6	16.7
就労継続支援(A型)	日	20.3	20.8	20.0	19.8	20.7
就労継続支援(B型)	日	16.2	18.3	17.2	19.3	18.9
短期入所	日	6.0	7.0	8.5	7.6	13.6
療養介護	日	30.2	30.9	28.0	29.9	29.6
居住系サービス	日	29.7	28.3	28.2	29.3	29.7
共同生活介護	日	29.7	28.0	27.5	29.4	29.6
共同生活援助	日	29.6	29.6	29.6	28.8	29.5
施設入所支援	日	29.5	29.7	25.8	29.4	30.0
旧法入所施設	日	29.4	29.7	27.3	29.1	29.6
旧法通所施設	日	17.9	19.2	17.4	20.8	19.0

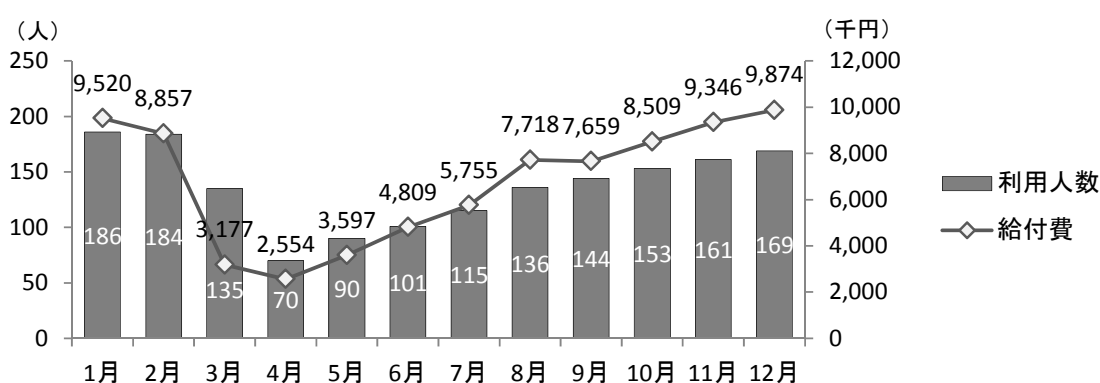
(4) 東日本大震災前後の利用状況

平成 23 年 1 月から平成 23 年 12 月の 1 年間のサービス利用者数及び給付費の推移は、以下のとおりとなっています。

①訪問系サービス

震災後に大きく落ち込んでいますが、その後、震災前に近い水準まで利用が伸びてきています。

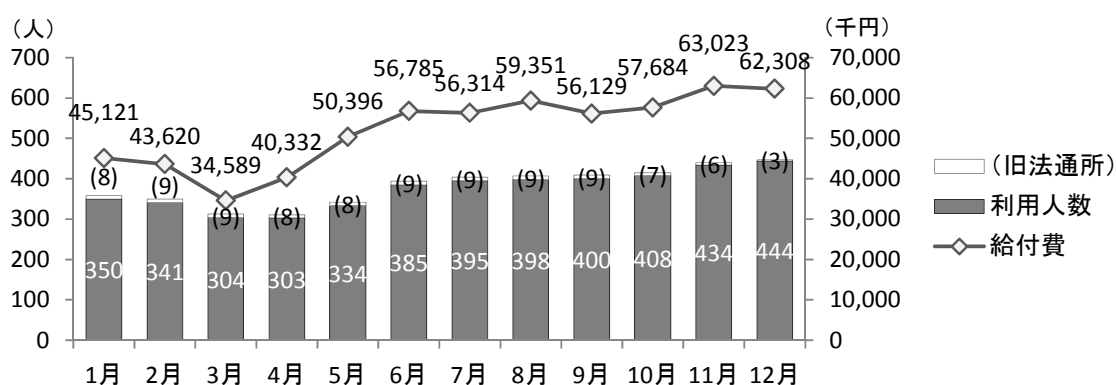
図表-17 震災前後における訪問系サービスの利用人数・給付費の推移



②日中活動系サービス

震災時にやや減少していますが、その後は増加傾向が見られ、震災前と比べて約 25%利用者数が増加しています。

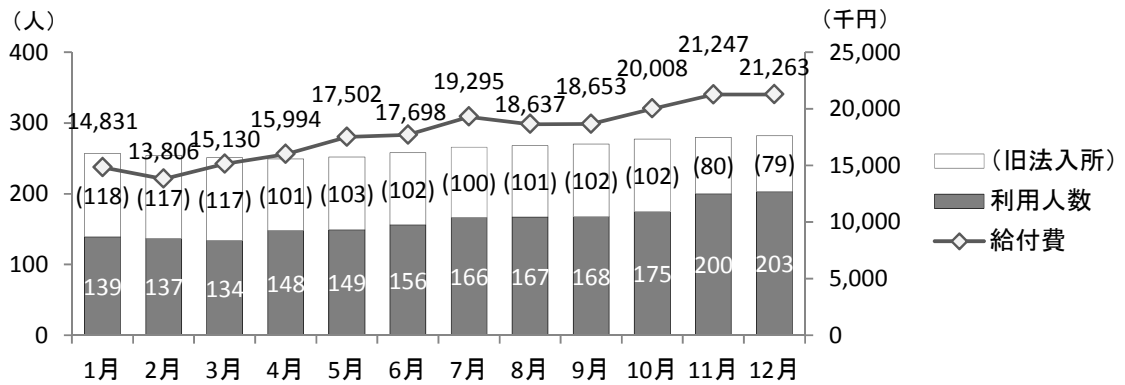
図表-18 震災前後における日中活動系サービスの利用人数・給付費の推移



③居住系サービス

震災時においても大きな変化はなく、ほぼ一貫して増加傾向にあります。

図表-19 震災前後における居住系サービスの利用人数・給付費の推移



④サービス別利用量の推移

平成 23 年 1 月のサービス利用量を 100 とした場合の、その後 1 年間のサービス利用量の変化を見ると、「重度訪問介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「療養介護」で震災前と比べて減少しています。

その他のサービスでは、震災時に一旦減少したものの、その後は増加傾向となり、震災前より利用量が増えています。特に「就労移行支援」、「就労継続支援（A 型）」、「施設入所支援」で大きく伸びています。

図表-20 震災前後におけるサービス別利用量の推移（1 月を 100 とした場合）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
居宅介護	100	94	33	25	36	49	61	79	79	89	95	100
重度訪問介護	100	79	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	100	106	57	82	112	120	120	150	127	103	137	162
生活介護	100	95	83	90	106	117	118	124	114	120	135	134
自立訓練（機能訓練）	100	120	44	44	18	95	91	91	69	35	33	45
自立訓練（生活訓練）	100	75	71	81	76	90	109	119	86	89	125	109
就労移行支援	100	95	72	122	185	238	234	257	270	246	239	232
就労継続支援(A 型)	100	101	80	120	159	193	208	219	228	222	229	245
就労継続支援(B 型)	100	99	67	84	113	126	120	124	121	126	128	124
短期入所	100	105	367	334	329	291	270	243	189	155	141	140
療養介護	100	79	87	85	87	85	86	87	85	87	85	87
共同生活介護	100	95	101	99	104	107	121	119	118	123	120	123
共同生活援助	100	95	102	101	114	123	137	128	128	171	168	170
施設入所支援	100	93	104	141	142	136	140	140	137	143	221	228

2 地域生活支援事業の利用状況

(1) 必須事業

①相談支援事業

相談支援事業では、福祉サービスの利用や生活技術、健康・医療についてなど、様々な相談を受け付けており、平成 23 年度は、5,245 件の相談実績がありました。これまで 2 事業所に委託して実施していましたが、平成 24 年 10 月に 1 事業所を追加したほか、平成 24 年度から 2 か年の予定で新たに被災障害者を対象に「障がい者総合サポートセンター」を開設しています。

地域自立支援協議会は、これまで石巻市、東松島市、女川町の 2 市 1 町で構成していましたが、平成 24 年度からは石巻市及び女川町の 1 市 1 町で設置しています。

図表-21 相談支援事業の実施状況

	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	か所	1	2	2	2	2
相談件数※	件	4,165	8,862	13,392	13,456	5,245
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有

※平成 23 年度より、同一日以内に同一相談者からの相談は 1 件とカウントする方法に変更。

②コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業として、手話通訳士を市障害福祉課窓口配置しているほか、宮城県ろうあ協会に委託し、手話通訳者の派遣を実施しています。平成 23 年度は、延べ 101 件の利用実績がありました。

平成 24 年度からは、特定非営利法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会に委託し、要約筆記奉仕員の派遣を実施しています。

図表-22 コミュニケーション支援事業の実施状況

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
手話通訳者派遣事業	件	42	58	101	66	101

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付等の利用実績は、以下のとおりとなっており、震災の影響により、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」等で、平成23年度の利用が増加しています。

図表-23 日常生活用具給付等事業の実施状況

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護・訓練支援用具	件	5	4	4	10	33
自立生活支援用具	件	11	25	19	20	46
在宅療養等支援用具	件	29	35	29	42	57
情報・意思疎通支援用具	件	17	64	19	27	72
排せつ管理支援用具	件	2,767	3,179	3,587	3,588	3,193
住宅改修費	件	1	6	3	4	2

④移動支援事業

移動支援事業として、個別にヘルパーを派遣する個別移動支援と、グループの外出に対してヘルパーを派遣するグループ移動支援を実施しています。

現在、13事業所で実施しており、平成23年度で93人、延べ3,500余時間の利用がありました。

図表-24 移動支援事業の実施状況

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
移動支援事業	実施か所	11	8	11	11	13
	利用者数	68	84	102	106	93
	延べ時間	1,867.5	2,978	4,085	4,139.5	3,502.5

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、平成 19 年度よりこれまでの小規模作業所から移行し、基礎的事業として創作的活動や生産活動、地域交流等を実施しています。

現在、6 か所設置されており、平成 23 年度は 77 人が利用しています。

図表-25 地域活動支援センター事業の実施状況

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域活動支援センター事業	実施か所	6	6	6	6	6
	利用者数	76	87	92	88	77

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

寝たきりの重度障害者に対して、訪問による入浴サービスを実施しています。6 事業所に委託して実施し、平成 23 年度で 22 人、延べ 918 回の利用がありました。

図表-26 訪問入浴サービス事業の実施状況

	単位	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	16	20	17	18	22
	延べ回数	644	796	896	1,026	918

②日中一時支援事業

日中、一時的に預かり、日常的な訓練を実施するとともに、家族等の就労支援及び介護負担の軽減を図っています。

16 事業所に委託して実施し、平成 23 年度は、延べ 159 人、5,677 日の利用がありました。

図表-27 日中一時支援事業の実施状況

	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	延べ人数	94	107	162	202	159
	延べ日数	1,539	3,037	6,006	7,259	5,677

③障害者コミュニティサロン

精神障害者を対象に、創作活動やレクリエーション活動のほか、ピアカウンセリング、社会復帰・自立支援等を行っています。

石巻地域総合生活支援センターの 2 階に設置されており、平成 23 年度は 72 人が利用しています。

図表-28 障害者コミュニティサロンの実施状況

	単位	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者コミュニティサロン	実施か所	1	1	1	1	1
	利用者数	54	73	94	102	72

3 平成 26 年度における数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 26 年度における数値目標を設定します。

なお、目標値については、第 1 期障害福祉計画からの継続性を確保するため、目標の出発点は第 1 期障害福祉計画策定時とします。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数の 3 割以上の施設入所者が地域生活に移行する。
- 平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数から 1 割以上削減する。

■宮城県の目標値

- 地域移行者数 668 人 (3 割)
- 施設入所者の削減数 361 人 (1.6 割)

■石巻市の目標設定

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	170 人	平成 17 年 10 月の施設入所者数
平成 23 年度末時点の入所者数	142 人 (28 人)	平成 24 年 3 月の施設入所者数 () 内は、第 2 期までの削減数
【目標値】 平成 26 年度末の 地域生活移行者数 (B)	51 人	施設入所からグループホーム・ケアホームなどへの移行した者の数
	30%	移行割合 (B/A)
【目標値】 削減見込 (C)	31 人 (3 人)	施設入所者の削減見込み数 () 内は、第 3 期計画期間の目標値
	18.2%	削減割合 (C/A)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 26 年度における数値目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度の一般就労移行者が平成 17 年度実績の 4 倍以上になる。

■宮城県の目標値

○年間一般就労移行者 144 人 (5 倍)

■石巻市の目標設定

項目	数値	考え方
平成 17 年度の 一般就労移行者数 (A)	1 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】 目標年度 (平成 26 年度) の 一般就労移行者数 (B)	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数
	4 倍	(B/A)

(3) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し、平成 26 年度における数値目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち、2 割以上の人々が就労移行支援事業を利用する。

■宮城県の目標値

○就労移行支援事業の利用割合 2 割以上

■石巻市の目標設定

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数 (A)	663 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 目標年度 (平成 26 年度) の 就労移行支援事業の利用者数 (B)	67 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	10.1%	(B/A)

※福祉施設利用者は、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者数の合計。

(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し、平成 26 年度における数値目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

○平成 26 年度末において、就労継続支援事業利用者のうち、3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用する。

■宮城県の目標値

○就労継続支援（A 型）事業の利用割合 3 割

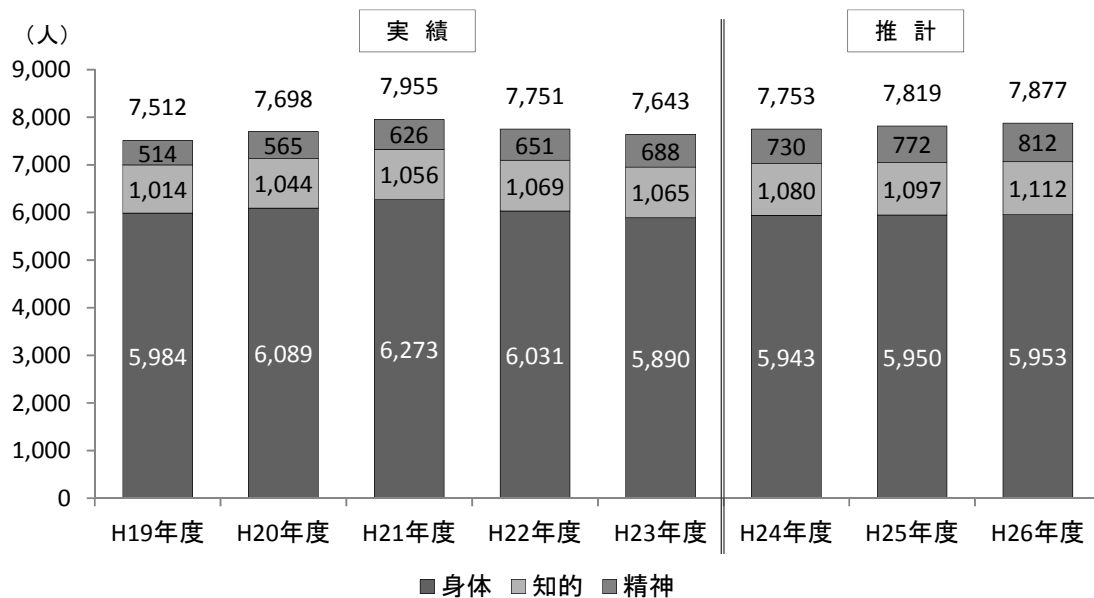
■石巻市の目標設定

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の 就労継続支援（A 型） 利用者数 (A)	69 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援（B 型） 利用者数	162 人	平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者の数
平成 26 年度末の 就労継続支援（A 型+B 型） 利用者数 (B)	231 人	平成 26 年度末において就労継続支援（A 型+B 型）事業を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度末の 就労継続支援（A 型）事業 利用者割合 (A) / (B)	30%	平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合

4 サービス見込み量の基本的な考え方

(1) 障害者手帳所持者数の推計

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数について、総人口に対する各手帳所持者の割合を平成19年度から平成23年度までの推移（伸び）から推計し、推計人口（コーホート要因法）に乗じて推計すると、今後も人口減少は続く見込まれるものの、総人口に対する手帳所持者の割合は増加すると予想されることから、所持者数も増加するものと推計されます。



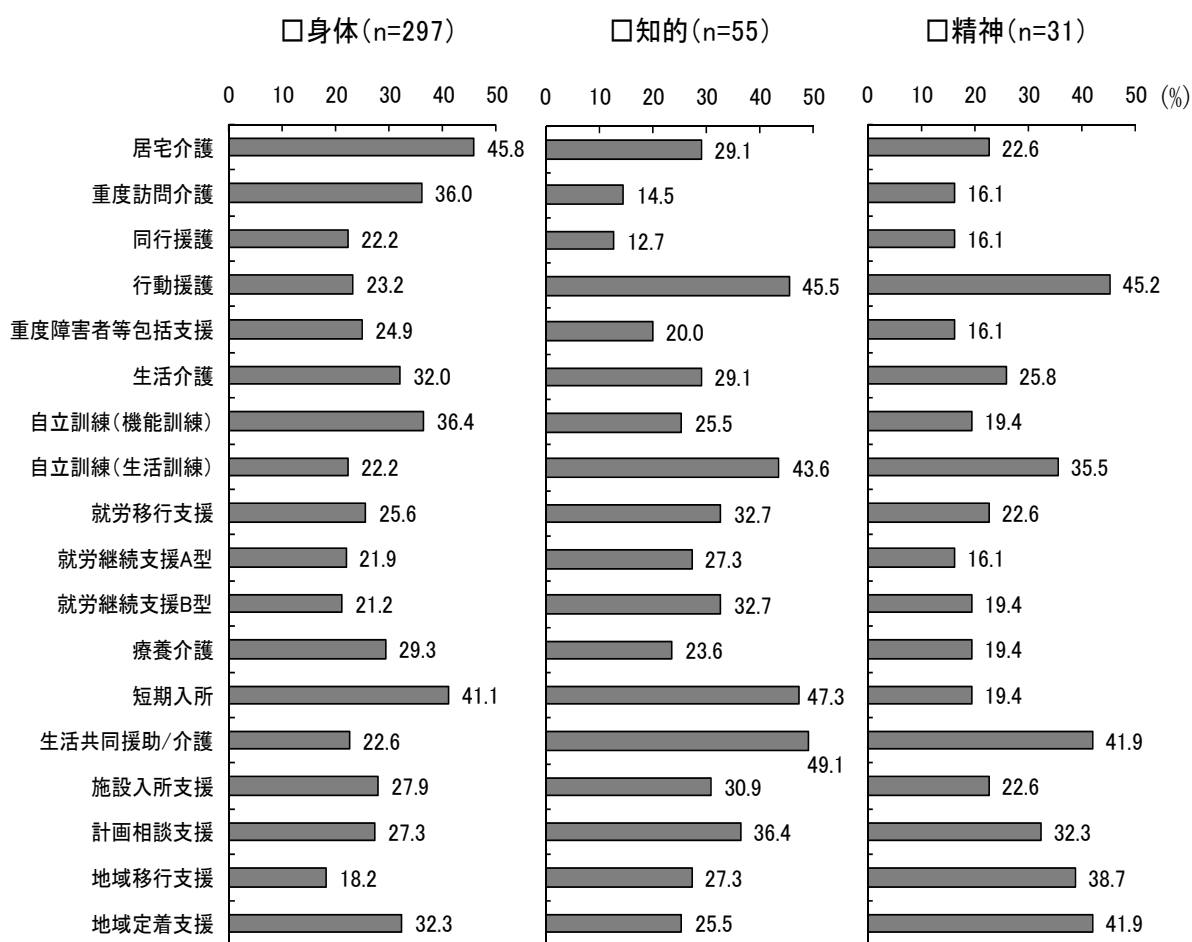
	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
身体障害者手帳	5,984	6,089	6,273	6,031	5,890	5,943	5,950	5,953
(対総人口割合)	(3.60)	(3.69)	(3.83)	(3.73)	(3.87)	(3.92)	(3.98)	(4.04)
療育手帳	1,014	1,044	1,056	1,069	1,065	1,080	1,097	1,112
(対総人口割合)	(0.61)	(0.63)	(0.65)	(0.66)	(0.70)	(0.71)	(0.73)	(0.76)
精神障害者保健福祉手帳	514	565	626	651	688	730	772	812
(対総人口割合)	(0.31)	(0.34)	(0.38)	(0.40)	(0.45)	(0.48)	(0.52)	(0.55)
合計	7,512	7,698	7,955	7,751	7,643	7,753	7,819	7,877
総人口	166,345	165,099	163,594	161,636	152,025	151,446	149,361	147,215

(2) サービスの利用意向

①障害福祉サービス

今後、利用したい障害福祉サービスについて、身体障害者では「居宅介護」、「短期入所」等、知的障害者では「共同生活援助／介護」、「短期入所」、「行動援護」、「自立訓練（生活訓練）」等、精神障害者では「行動援護」、「共同生活援助／介護」、「地域定着支援」等の割合が高くなっています。

図表-29 障害福祉サービスの利用意向



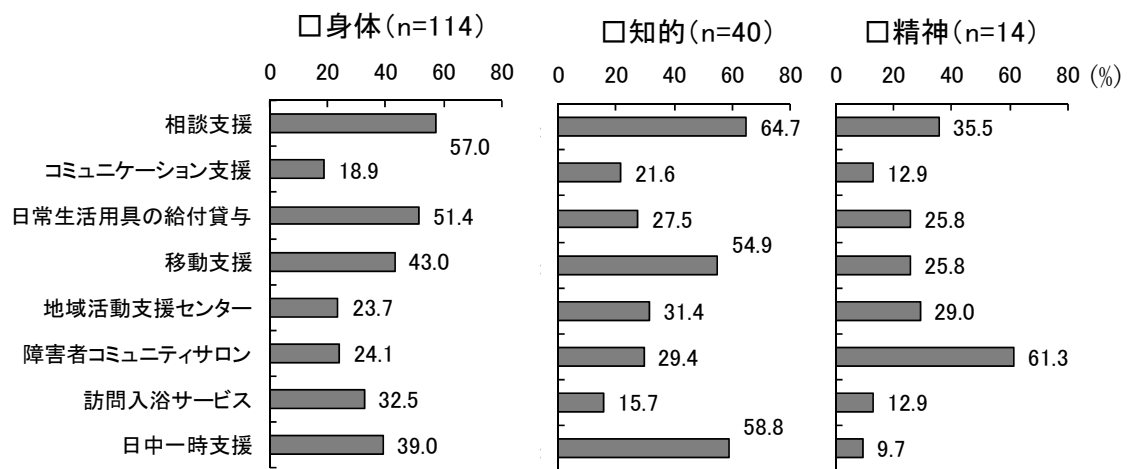
※無回答を除いた割合

資料：障害者福祉アンケート調査（平成24年度）

②地域生活支援事業

今後、利用したい地域生活支援事業について、身体障害者および知的障害者では「相談支援」の割合が最も高いほか、現在利用しているサービスと比べて「移動支援」の利用意向が大きくなっています。また精神障害者では「障害者コミュニティサロン」の割合が最も高くなっています。

図表-30 地域生活支援事業の利用意向



※無回答を除いた割合

資料：障害者福祉アンケート調査（平成24年度）

(3) サービス見込み量の推計方法

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量については、サービス利用実績の推移（伸び）を基本に、計画期間中の障害者数の推計、障害者の利用意向、事業所の整備意向等を勘案しながら見込みます。

①訪問系サービス及び日中活動系サービス

- 【利用者数】×【一人あたり利用量】により算出します。
- 【利用者数】は、平成 19 年度から平成 22 年度までの伸び率の推移を参考に、平成 23 年度を基準として一定の伸び率を乗じた数値を見込みます。利用意向が高いサービスは伸び率を多めに設定するなど、利用者の意向に配慮します。
- 【一人あたり利用量】は、平成 19 年度から平成 22 年度までの一人あたり利用量の推移を参考に、平成 22 年度の月平均値、もしくは平成 22 年度を基準に一定の伸び率を乗じた（伸び値を加えた）数値を見込みます。

②居住系サービス及び地域生活支援事業

- 平成 19 年度から平成 22 年度までの伸び率の推移を参考に、利用意向及びサービス提供事業者の意向等を勘案し、平成 23 年度末を基準として一定の伸び率を乗じた数値を見込みます。

5 障害福祉サービスの見込み量及び確保策

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【見込み量の考え方】

- 利用者数については、平成 19 年度から平成 22 年度までの利用実績の伸びを踏まえ、平成 23 年度を基準に年 15% ずつ増加すると見込んでいます。
- 一人当たり利用時間数は、平成 22 年度実績である 17.8 時間として算出しています。
- 同行援護については、平成 23 年度後半（10 月から）と平成 24 年度前半（7 月まで）の利用実績の伸びを踏まえて利用者を算出し、一人当たり利用時間数は、平成 23 年度後半と平成 24 年度前半の平均値 9.4 時間として算出しています。

【計画期間の見込み量】

		単位	実績	見込み		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等 包括支援	利用量	時間/月	2,091	2,492	2,866	3,311
	実利用者数	人	122	140	161	186
行動援護	利用量	時間/月	89	113	146	186
	実利用者数	人	11	14	18	23
同行援護	利用量	時間/月	17	19	21	23
	実利用者数	人	2	2	3	3

【確保策】

- 関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増大に対応します。
- 施設から地域生活へ移行する障害者への適切なサービスに努めます。
- 特にニーズの高い行動援護に対し、供給体制の拡大を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A雇用型・B非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

【見込み量の考え方】

- 利用者数については、平成 19 年度から平成 22 年度までの日中活動系サービス利用者（旧法通所サービス利用者含む）の伸びを勘案し、平成 23 年度を基準に年 10%の増加を基本としています。
- アンケート結果を踏まえ、生活介護、機能訓練、生活訓練の伸び率を年 20%に設定しています。
- 就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）については、目標達成に向けて伸び率を調整しています。
- 一人当たり利用日数は、平成 23 年度実績で算出しています。
- 短期入所については、アンケートでも利用意向が高かったことから、年 20%の利用者数の増加を見込むとともに、1 人当たり日数を平成 23 年度実績に対し 20%増の月 9.1 日として算出しています。
- 療養介護については、平成 24 年度より障害児施設より移行した事業所での利用を勘案し、算出しています。

【計画期間の見込み量】

		単位	実績	見込み		
			平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	利用量	人日/月	3,489	4,183	5,020	6,016
	実利用者数	人	196	235	282	338
自立訓練 (機能訓練)	利用量	人日/月	32	38	45	51
	実利用者数	人	5	6	7	8
自立訓練 (生活訓練)	利用量	人日/月	182	215	264	314
	実利用者数	人	11	13	16	19
就労移行支援	利用量	人日/月	401	568	802	1,119
	実利用者数	人	24	34	48	67
就労継続支援 (A型)	利用量	人日/月	641	849	1,097	1,428
	実利用者数	人	31	41	53	69
就労継続支援 (B型)	利用量	人日/月	2,285	2,514	2,778	3,062
	実利用者数	人	121	133	147	162
短期入所	利用量	人日/月	681	546	655	783
	実利用者数	人	50	60	72	86
療養介護	実利用者数	人	2	29	29	30

【確保策】

- 需要増大に対応するため、サービスを提供する事業所に対し、新規参入及び規模拡大の促進に取り組みます。
- 難病患者に対応できる体制の強化に努めます。
- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段の確保を働きかけます。

(3) 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【見込み量の考え方】

- グループホーム・ケアホームについては、利用意向も高く、これまでも整備が進んでおり、平成19年度から平成22年度の実績を踏まえ、グループホーム年7%、ケアホーム年12%の伸びを見込んでいます。
- 施設入所支援は、平成19年度から平成22年度実績を踏まえ、年1%の減少を見込みます。

【計画期間の見込み量】

		単位	実績	見込み		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム・ケアホーム	実利用者数	人	125	140	156	174
施設入所支援	実利用者数	人	48 (143)	141	140	139

※ () 内は旧法入所者含む

【確保策】

- グループホーム・ケアホームの整備を促進します。
- 地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。

(4) 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【見込み量の考え方】

- 計画相談支援は、平成 24 年度から段階的に拡大し、平成 26 年度までにすべての対象者に対して実施することから、平成 26 年度の支給決定者数を見込み、平成 24 年度までに 200 人、残りを平成 25 年度および平成 26 年度で実施できる体制を目指し見込みます。
- 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、アンケート調査の結果等を勘案して見込んでいます。

【計画期間の見込み量】

		単位	実績	見込み		
			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実利用者数	人	23	200	573	1,346
地域移行支援	実利用者数	人	-	5	5	5
地域定着支援	実利用者数	人	-	5	10	15

【確保策】

- 広域で連携しながら、計画相談支援事業所の確保および実施体制の強化を図り、対象者に対して適切にサービス提供できる体制の整備に努めます。

6 地域生活支援事業の見込み量及び確保策

(1) 必須事業

①相談支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
地域自立支援協議会	相談支援体制をはじめ地域の支援体制について、各専門分野からの委員により協議を行います。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援に加え、専門的な職員を配置し、専門的知識を必要とする困難ケース等への対応等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効な知的障害者または精神障害者に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
障害者相談支援事業	実施か所	2	4	4	4
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有

【確保策】

- きめ細かな相談に応じるとともに、専門的な相談や発達障害、高次脳機能障害等にも対応できる体制の強化を図ります。
- 相談窓口の周知や訪問、巡回等による相談受付など、相談しやすい事業実施に努めます。

②コミュニケーション支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
手話通訳者設置事業	市の障害福祉課窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別およびグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出の際に、要約筆記奉仕員の派遣を行います。

【見込み量の考え方】

- 手話通訳者派遣事業は、平成 19 年度から平成 22 年度の利用実績の伸びを踏まえ、平成 23 年度を基準に年 26% ずつ増加すると見込んでいます。
- 要約筆記奉仕員派遣事業は、制度の周知・定着により、利用量が伸びるものと見込みます。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者設置事業	配置人数	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	派遣件数	101	127	160	201
要約筆記奉仕員派遣事業	派遣件数	0	1	2	2

【確保策】

- 手話通訳者の確保及び要約筆記奉仕員の養成等により、提供体制の充実を図ります。

③日常生活用具給付等事業

【サービス内容】

重度の身体・知的・精神障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費の助成を行います。

【見込み量の考え方】

○用具の種類ごとに、平成19年度から平成22年度までの利用実績の伸びを踏まえ、平成23年度は震災の影響により、一時的に利用が増加したことなどを勘案し、平成22年度を基準に伸び率を乗じて見込んでいます。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	利用件数	33	14	21	29
自立生活支援用具	利用件数	46	27	37	51
在宅療養等支援用具	利用件数	57	49	57	66
情報・意思疎通支援用具	利用件数	72	49	90	165
排せつ管理支援用具	利用件数	3,193	3,488	3,811	4,164
住宅改修費	利用件数	2	5	7	9

【確保策】

○年々利用実績が伸びており、今後も需要の増加が見込まれることから、利用者のニーズに応じた品目の拡充及び質の確保に努めます。

④移動支援事業

【サービス内容】

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

【見込み量の考え方】

○利用人数については、平成 19 年度から平成 22 年度の利用実績の伸びに加え、アンケート結果からみる利用意向の高さを踏まえ、毎年 20% ずつ増加するものと見込みます。

○利用時間数は、平成 19 年度から平成 22 年度の間で、一人当たり利用時間数が最も多かった平成 21 年度の 40 時間/人を、各年度の利用見込み人数に乗じて算出しています。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
移動支援事業	実施か所	13	13	14	14
	利用人数	93	112	134	161
	利用時間	3,503	4,480	5,360	6,440

【確保策】

○平成 23 年 10 月から同行援護が個別給付化されましたが、利用実績が伸びてきており、また利用意向も高いことから、サービスを提供する事業者の確保を図るなど、供給基盤の充実に努めます。

⑤地域活動支援センター事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
基礎的事業	地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流機会を提供します。
機能強化型事業（Ⅰ型）	障害者相談支援事業を実施するほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉等との連携・調整やボランティアの育成、障害に対する理解促進のための啓発活動等を行います。 ○利用人員要件：1日当たり概ね20人以上
機能強化型事業（Ⅱ型）	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等の事業を行います。 ○利用人員要件：1日当たり概ね15人以上
機能強化型事業（Ⅲ型）	地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業への支援を強化するほか、個別給付事業所に併設して実施する事業への支援を行います。 ○利用人員要件：1日当たり概ね10人以上

【見込み量の考え方】

- 地域活動支援センターから就労継続支援B型への移行を予定している事業所があることから、平成25年度以降は、2か所で20人の利用を見込みます。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センター事業	実施か所	6	6	2	2
	利用人数	77	81	20	20

【確保策】

- 利用者の状況に応じた日中活動の場の確保を図ります。

(2) 任意事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
生活サポート事業	障害福祉サービスの支給対象外の障害者に対し、日常生活についての支援・家事に関する必要な支援を行います。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に対し、更生訓練費を支給します。
施設入所者等就職支度金支給事業	施設に入所・通所している障害者が就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託	知的障害者の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導および技能習得訓練などを行います。
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	障害者が就労等に伴い、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、自動車の改造や運転免許の取得に要する経費を助成します。
手話奉仕員養成講座	手話で日常会話を行うことができる奉仕員を養成するための講座を開催します。

【見込み量の考え方】

- 訪問入浴サービス事業については、平成 19 年度から平成 22 年度の利用実績の伸びを勘案し、平成 23 年度実績を基準に、毎年 5% ずつの利用者の増加を見込み、一人あたり年間 52 回（週 1 回）の利用を見込んでいます。
- 日中一時支援事業については、平成 19 年度から平成 22 年度の利用実績の伸びに加え、アンケート調査での利用意向の高さを勘案し、平成 23 年度実績を基準に、毎年度 23% ずつの増加を見込み、一人あたり利用回数は、平成 21 年度から平成 23 年度の平均値（36 回）の利用を見込んでいます。

【計画期間の見込み量】

	単位	実績	見込み		
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	22	23	24	25
	利用回数	918	1,196	1,248	1,300
日中一時支援事業	利用人数	159	196	241	296
	利用回数	5,677	7,056	8,676	10,656

【確保策】

- 日中一時支援については、利用者数も増加傾向にあり、今後も需要の増加が見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努めます。
- その他の事業についても、必要な人が適正に利用できるよう、サービス・制度の周知を図ります。

7 サービス基盤整備の計画

サービス見込み量の供給体制を確保するため、石巻管内の障害福祉サービス事業所等と連携し、サービス提供基盤の整備を促進します。なお、整備計画については、平成 24 年度に実施した障害福祉サービス事業所等調査の結果を踏まえたものです。

(1) 事業者の意向

石巻管内における障害福祉サービス提供事業者に対してアンケート調査を実施し、今後のサービス供給の意向をうかがったところ、平成 28 年度までに、生活介護、就労継続支援 B 型、相談支援事業、共同生活援助（グループホーム）の各サービスにおいて、新たに提供の意向を示す事業者がありました。

(2) 日中活動系サービス

		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	実利用者数	人	235	282	338
	管内事業所数	箇所	12	13	14
	整備数	箇所	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	実利用者数	人	6	7	8
	管内事業所数	箇所	1	1	1
	整備数	箇所	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	実利用者数	人	13	16	19
	管内事業所数	箇所	3	3	3
	整備数	箇所	1	-	-
就労移行支援	実利用者数	人	34	48	67
	管内事業所数	箇所	3	3	4
	整備数	箇所	-	-	1
就労継続支援（A 型）	実利用者数	人	41	53	69
	管内事業所数	箇所	2	3	4
	整備数	箇所	-	1	1

		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援（B型）	実利用者数	人	133	147	162
	管内事業所数	箇所	10	12	12
	整備数	箇所	2	2	-
短期入所	実利用者数	人	60	72	86
	管内事業所数	箇所	9	9	9
	整備数	箇所	1	-	-
療養介護	実利用者数	人	29	29	30
	管内事業所数	箇所	-	-	-
	整備数	箇所	-	-	-

（3）居住系サービス

		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
グループホーム ケアホーム	実利用者数	人	140	156	174
	管内事業所数	箇所	28	30	32
	整備数	箇所	-	2	2
施設入所支援	実利用者数	人	141	140	139
	管内事業所数	箇所	2	2	2
	整備数	箇所	-	-	-